

文武大嘗宮論のための予備的検討

岩永, 省三
九州大学総合研究博物館 : 専門研究員

<https://doi.org/10.15017/7343986>

出版情報 : 九州大学総合研究博物館研究報告. 22, pp.81-115, 2025-03-31. The Kyushu University Museum

バージョン :

権利関係 :



文武大嘗宮論のための予備的検討

岩永 省三

九州大学総合研究博物館専門研究員：〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1
rocksrk@yahoo.co.jp

要旨：藤原宮朝堂院における文武天皇の大嘗宮の位置論を展開するための予備的検討を行う。まず、大嘗祭の機能を再確認し、服属儀礼としての側面に注目し、大嘗祭の成立時期・成立過程、大嘗祭形成の歴史的事情など、大嘗祭に関わる基本的問題を検討する。続いて、文武即位に先立つ7世紀における大王家の王統の形成過程を辿り、文武の即位を強行した持統の皇位継承構想と皇統観、文武即位の歴史的評価などを確認する。最後に、安閑から文武に至る歴代大王陵について、造営場所、改葬・追葬の有無などの基礎的情報を整理し、それらの背後に、王統の確認・正統化・強化などの政治的意図があることを確認する。

キーワード：大嘗宮、大嘗祭、持統天皇、文武天皇、大王陵

はじめに

大嘗祭は、天皇即位後に実施される最初の新嘗祭であり、天皇就任に伴う祭儀の一環である。大嘗祭は、律令国家による全国支配を正当化する政治的意図が強く反映された祭儀であり、7世紀後半における国家機構の急速な整備と並行して、天孫降臨神話・国譲り神話などの体系化を前提に、新たに創出されたとみられ、神話と儀礼の平行な形成が想定できる。大嘗祭で用いられ、儀式の終了と共に撤去された仮設の建物群が大嘗宮であるが、儀礼執行の場とその形成・整備過程が、大嘗宮遺構の変遷として考古学的にも物証を持って把握できる点は、まさしく稀有な例である。

古代の大嘗宮については、平城宮で元正・聖武・淳仁・称徳・光仁・桓武の5天皇の即位に伴う大嘗宮が発見され、奈良時代における大嘗宮の構造と変化が判明したが(岩永2006a・2006b・2010)、平城宮を遡る藤原宮・飛鳥浄御原宮における大嘗宮遺構の解明が渴望される。筆者は藤原宮における文武・元明大嘗宮の在り方について検討したことがあるが(岩永2010)、藤原宮朝堂院内における文武大嘗宮のあり方について、新たな仮説を提示することとした。その前提として、大嘗宮が単に大嘗祭が

挙行される場であるにとどまらず、朝堂院内で大嘗宮が設けられる位置には、即位する天皇の王統上の位置づけと天皇位継承の正当性が表現されていると考えている。

小稿はそのような見通しに立って、文武大嘗宮論を展開するための予備的検討を行うものである。「1」では、大嘗祭の機能を再確認し、服属儀礼としての側面に注目し、大嘗祭の成立時期・成立過程、大嘗祭形成の歴史的事情など、大嘗祭に関わる基本的問題を検討する。「2」では、文武即位に先立つ7世紀の大王家の王統の形成過程を辿り、文武の即位を強行した持統の皇位継承構想と皇統観、文武即位の歴史的評価などを確認する。「3」では、安閑から文武に至る歴代大王墓について、造営場所、改葬・追葬の有無などの基礎的情報を整理し、それらの背後に、王統の確認・正統化・強化などの政治的意図があることを確認する。

1. 大嘗祭の基礎的再検討

A. 近年の学説

大嘗祭の意義については学説の整理をしたことがあるが(岩永2006)、不十分な点があり、要点を再度述べて

おく。

折口信夫は天皇が大嘗祭で天皇霊を身につけて資格が得られると論じ（折口1930）、この「真床覆衾」論は大きな影響力を持った。現在でも大嘗祭を天皇の即位儀礼と見る説がある。もしそうであるなら大嘗祭を経なければ真の天皇になれないはずだが、即位儀を行い天皇になってから大嘗祭を行っており、大嘗祭を即位そのもの－天皇の資格獲得に関わる儀礼と見るのは無理がある。

また、大嘗祭で天皇霊＝神格を身に付けるという折口の仮説は、岡田精司（岡田1983）・岡田荘司（1990a・1990b）・西本昌弘（西本2009）によって、否定されている。現存史料に基づく限り、神膳供進と共食の儀礼としか言えないようである。現存史料に秘儀の核心的な部分が描写されていない可能性は残るが、無い物ねだりではできないし、史料にない事を想定しても検証のしようがない。そもそも聖性獲得儀礼であるなら、同じ儀礼を悠紀殿の儀、主基殿の儀で二回もする必要はないことに基づけば、東日本・西日本に対する服属儀礼とする説（大津1999）が蓋然性が強そうである。

以下、大嘗祭の儀式としての機能について、聖餐説、受霊説、聖婚説に整理して再確認しておく。

聖餐説は、天皇が神に食物を供し、共食し豊穰を祈願する儀礼と考えるもので、折口信夫の受霊説が登場するまで中世以来の共通理解となっていた。

折口信夫が提唱した受霊説（折口1930）は、天皇が寝殿内の寝所で真床覆衾にくるまって天皇霊を身につけ資格を完成するとし、神との共食＝聖餐は二義的な意味しか持たないとする。

岡田精司の聖婚説（岡田精1983→1992a）は、折口説を批判したうえで、大嘗宮に置かれた二組の寝具に注目し、聖餐で神と一体化した天皇が寝所で聖婚儀礼を行なったとし、「ニヒナメ・ラスクニ儀礼」における天皇と采女との聖婚を経て、天皇・中宮の寝具の並置が生じたとみる¹。岡田精司の聖婚説は岡田荘司から厳しく批判されているが、岡田精司の1992年論文を一読すれば分かるように、聖婚説は論の主たる部分ではない。大嘗祭は全国土の象徴として悠紀・主基の斎田を設定して、律令的国郡制に対応した服属儀礼を行なうために創始された儀礼とされた。

岡田荘司は、神殿内の寝座に天皇が臥して寝具にくるまり受霊や聖婚などの秘儀を行うという説には史料上の

根拠がないとして受霊説・聖婚説を批判し、天皇による神膳供進、天皇と神の共食が儀礼の内容であるとした（岡田荘1990a・b）。この岡田荘司説は、中世以来の聖餐説を継承し補強を図ったものと解せる。森田梯は岡田荘司説を評価しつつ、寝具の問題や中宮の関与について検討した（森田1991）。

聖餐説と受霊説・聖婚説の対立を生み出す史料解釈上の相違点は限られていた。『江次第抄』所引の「内裏式」と「新儀式」の神今食に関する規定である。神今食は月次祭の夜に天皇が行う神饌親供の儀礼で、新嘗祭や大嘗祭の卯日神事と次第が共通する部分が多いため、大嘗祭の意味を示す根拠として注目されてきた。神今食における神饌親供の次第は、『江次第抄』所引の「内裏式」および「新儀式」逸文に詳しく描写されており、両史料は成立年代が古く神今食の本義を伝えるものとして重視されてきた（西本2009）。

「内裏式」逸文にある「縫殿寮供寝具、天皇御之」を、折口の受霊説では寝具に天皇がくるまって天皇霊を受身すると解した（折口1930）。岡田精司の聖婚説（岡田1992a）では実際に寝具に伏したとし、『延喜式』掃部寮式神今食条に中宮の寝具も設けられていたとあるのを重視して聖婚儀礼を行なったと解した。これに対して岡田荘司は、「御之」は天皇が神嘉殿に出御することを意味すると解し、森田梯は、寝具を天皇が供神のため御（おさ）めたと解して秘儀の要素を否定した。

この史料解釈上の相違を解決しうる重要な研究が西本昌弘によってなされた（西本2009）。西本は、九条家本『神今食次第』所引の「内裏式」新出逸文を検討し、「内裏式」大嘗祭の卯日神事や新嘗祭と同じ祭祀構造を持つ神今食を分析した。神今食祭儀の核心は神饌親供で、秘儀とされたためか史料が限られるが、「内裏儀式」逸文中の「縫殿寮供寝具、天皇御之」という一節が、神殿内における天皇の所作をあらわすものとして注目されてきたという。この一節の解釈として、神今食の際に寝殿内に設けられた寝座上に天皇が臥すとみる立場では、寝座上で天皇が真床覆衾にくるまる所作を行うとする説（折口信夫・松前健・洞富雄）と、寝座上で天皇が聖婚儀礼を行なうとする説（岡田精司・山尾幸久）があり、臥さないとみる立場では「天皇御之」について、天皇が神嘉殿に着御したとみる説（岡田荘司旧説）、天皇が寝具を供御のため御（おさ）めたとみる説（森田梯）、天皇が神嘉殿

の西隔より神嘉殿まで出御して寝具を備える儀式に立ち会ったとする説（岡田莊司新説）、に分かれると整理した。そのうえで西本は、研究史上の核心的指摘について、「天皇御之」は天皇が祭服に着替える以前の次第であり秘儀の要素は持たない、「御之」の「之」は寝具を指す、寝座は神を迎えるための神座であり寝具は「神の御衣」である、の3点に整理した。

これらの指摘を勘案して、「内裏式」新出逸文から得た新たな手掛かりから、「天皇御之」は、神今食祭儀の準備過程の一つで、神選親供に先立って天皇が寝具に何らかの所作を加えることと考えざるを得ず、これのみから祭儀の本質を読み取ることは妥当ではない、と結論付けた。そして寝具は、『西宮記』『年中行事』『江家次第』の記述から「御衾」と同義で、天皇みずから寝具（御衾）を供進することで神の来臨をより強く祈念する姿勢を示したと解し、「天皇御之」を根拠に、天皇が寝具にくるまたと解釈することは困難になったとした。これによって、「真床覆衾」論と天皇の聖婚儀礼説は、ともに否定されたと言って良い。

西本は、記紀にみえる海神宮訪問神話と神今食祭（大嘗祭）との関連性を、松前健（松前1970）・次田真幸（次田1985）・川上順子（川上1973）・岡田精司（岡田1992b）が指摘していることに賛意を表すとともに、神今食の神話的投影が海宮遊幸神話であったとし、「神今食は天皇が遠来の神を新座上の八重畳に迎えて神饌を供する儀礼」、「神今食・新嘗祭は年に三回、天皇が遠来の神を新座上に迎えて最高の接待を尽くすことで、国土の安穏と治世の繁栄を祈る行事であった」と結論付けた²。

それに加えて西本は、神今食の際に天皇が神座上に神の寝具を整えたことに注目し、「最高の接待」の中には神と采女などとの聖婚儀礼が想定されていた可能性がある、と提唱した。神今食で天皇が遠来の神を神座上の八重畳に迎えて神饌を親供する儀礼が、記紀にみえる海宮遊幸神話のモチーフと酷似しており、海宮遊幸神話に聖婚のモチーフが見られることから、神今食にも神と陪膳采女との聖婚儀礼の要素を認めるべきと考えている。神今食・新嘗祭で国魂を体現する采女の介添えを受けながら、そこに神が有るが如くに酒食を供進し、最後に采女との聖婚を行わせたと考えた。

B. 服属儀礼としての大嘗祭

こうしてみると大嘗祭は、天皇による受霊・聖婚（西本が言う神と采女の聖婚は除く）の儀礼ではなく、聖餐（天皇が新穀を食しその神宴を神々にも供する）神膳供進・共食の儀礼とみるのが妥当と考えられるが³、儀礼自体の内容はそうであるとしても、それだけでは、即位後ほどなく一代一度の盛儀として大嘗祭が特設された意義が説明できないであろう。

大嘗祭の本義を神膳供進・共食儀礼とした岡田莊司説に対して、赤坂憲雄は「かぎりなく平板で、限りなく貧しい」、「国民とも国家とも関わりのうすい、天皇家のイエ祭にすぎないという結論が導きだされはしないか」と批判したが、この赤坂の指摘に対して小倉慈司は、「しかしそうではなく、岡田莊司説を踏まえたうえで、なおかつ、一見素朴に見える天皇の神祭りが一代一度の大嘗祭として規定、実施されたことの意味こそ考えるべきであろう」、「大嘗祭実施にかけられた費用や労働力に思いを馳せるだけでも、決してそれが「素朴」と片づけられるものでないことが明らかとなろう」と述べた（小倉2011）。ただし小倉自身はその「意味」を示してはいない。

ここで、天皇が畿外の四方の国を「食国」として支配・服属させる関係を確認するために、畿外諸国から献上された食物を天皇が神と共食する儀礼（岡田1983・1992、大津1999）という面が極めて重要となってくる。

岡田精司は、天皇が統治する国土＝オスクニを象徴する地域として、畿外に悠紀・主基の国郡を卜定し、その斎田から奉った稲米によって製した酒飯を神に扮した天皇が食べることによって国土の統治権が確認されるとし、また、斎国の郡民が都へ動員されて斎院における準備から大嘗宮の造営まで奉仕し、祭りの日に両国の芸能を奏することが畿外諸国の服属の証であるとした。そして大嘗祭は、国土統治権確認の対象が律令制による国郡であることから、律令の国郡制支配に対応した服属儀礼、すなわち呪的に全国土を服属せしめる祭儀として設定されたものであり、即位儀によって天皇の資格を得た直後に、服属する畿外の国々の貢上する初穂をもって天皇の守護神を祀るところに大嘗祭の本来の意義があったとした（岡田精1983・1992a）。「神に扮した天皇が食べる」とした点は、神を迎えて神と共に天皇が食べるとすべきであろうが、それ以外は妥当な見解と思われる。西本が指摘した、遠来の神に国魂を体現する采女を神に差し出す

という事も、采女が、服属する畿外の地方豪族から服属の証として貢上されたものであったから、初穂を捧げるのと同義（国土の産物の総動員）と考えられる。

単なる聖餐・神膳供進・共食儀礼でなく、即位後だけでなく一代一度の盛儀として大嘗祭が特設された意義は、岡田精司が述べたように、天皇の全国土支配を呪的に確認するという点にあったとみられる。新嘗祭との区別が明確になるのが持統大嘗祭であったとしても、悠紀・主基の斎国を指定しての大規模な祭儀を創始したのが天武であったのならば、天智朝以来の臨戦態勢と全国支配システムの強固化を目指す中で、王権を強化する儀礼の整備にも着手したと意義付けられるであろう。

C. 大嘗祭形成の歴史的事情

大嘗祭の重要な意義を服属儀礼と考える場合、それが形成された歴史的事情が問題となる。

岡田精司は、服属儀礼としての食物供献儀礼の変遷について、(A) 小国家の族長による国占め、(B) 征服戦争における敗者からの食物供献、(C) 新嘗祭と結合したヲスクニ儀礼の宮廷儀礼としての整備、(D) 即位の大嘗祭としての定着・形式化、という展開を想定し、(A)～(C)が大化前代、(D)を天武朝以降とした(岡田精1970)。

このうち「ニイナメ＝ヲスクニ儀礼」については、地方の国造的豪族層が大和政権への服属に際して御酒・御饌を供進し寿歌を奏する儀礼が、大和政権の中央集権化と専制化が進行する過程で、大和政権と地方首長との間で反復され、収穫祭の新嘗と結合し宮廷儀礼として形を整えるに至ったもので、国造制に対応する服属儀礼としている。そして、天武が国造の服属儀礼に代わるものとして、悠紀・主基の国郡を設定し国郡司以下を新嘗祭に奉仕させようとしたと推定した。(岡田精1983)。

岡田精司は、「ニイナメ＝オスクニ儀礼」が、一代一度の大嘗祭へ移行したとしており、天武朝の過渡期を経て、持統朝に確立したとみているが、岡田による「ニイナメ＝オスクニ儀礼」の概念化および、(C)「ニイナメ＝オスクニ儀礼」から(D)大嘗祭への移行という説は、大化前代の実例からの帰納というより、天武朝から持統朝にかけての新嘗祭・大嘗祭の推移から時間を遡って仮説的に推定されたものとみられる。

そもそも「オスクニ儀礼」が新嘗祭の日に行われたと推定したのは、服属儀礼としての食物供献が収穫祭の日

に行われるにふさわしいものであるからと説明されているが、服属儀礼と新嘗との密接な関係は「大嘗祭の内容から推察し得る」と明言され、やはり遡上の推定である。

『日本書紀』には、天武2年12月に「大嘗」に奉仕した中臣・忌部・神官の人々と播磨・丹波の郡司などに賜物を与えたとあり、大嘗祭そのものの举行記事はないものの、大嘗祭は実施されたとみられる。他方、天武5年の9月に新嘗祭のために斎忌・次の国郡を卜定し、さらに天武6年11月にも新嘗に奉仕した神官・国司に賜禄して、新嘗祭においても国司を動員した大規模な祭儀を行ったようである。つまり「大嘗」と「新嘗」は区別されていなかった。これに対し、持統は5年11月に「大嘗祭」を举行し、播磨・因幡の郡司らを供奉させているが、新嘗祭における国郡卜定記事はない。

つまり、国郡卜定を伴って実施されていた新嘗祭が、大嘗祭の新設によって国郡卜定を伴わなくなり簡略化されたのに対し、大嘗祭は国郡卜定を伴い続けて新嘗祭との差異化が図られたとみられる。

これらの事実関係から岡田精司は、天武朝には新嘗祭の度に悠紀・主基の国郡からの貢物をもって全国からの献上を象徴させていたが、持統朝以降にはユキ・スキの卜定は、大嘗祭に限定されるようになったとする。つまり天武朝には服属儀礼を毎年の新嘗祭でやっていたが、持統朝には服属儀礼は即位後最初の一回(大嘗祭)だけになり、その後の新嘗祭は服属儀礼の要素を欠落した単なる収穫祭になったという評価である。

岡田精司は、この変化を大化前代に遡上させた。ユキ・スキの国郡卜定(特定2郡で畿外全体を象徴させるという事)が史料上では天武より前にはまったく遡らないことから、大化前代には毎年の新嘗祭の度に全国の国造的豪族たちが服属のシンボルとして酒餞を貢上していた、すなわち、服属の誓いとして行われるようになった食物供献が、大和政権の支配体制の整備に伴い、服属した地方政権首長との間に定期的に反復して行われるようになっていた、と推定した⁴。

大津透も、岡田精司の説を受け、大嘗祭は天皇が畿外を「食国」として服属させるという関係を象徴する儀式であり、畿外の国郡が悠紀・主基国に卜定されて新穀を天皇に献上して食べてもらい、まさに「食国」により服属奉仕を示すとした。大化前代には四方国の多くの国造が儀式に参加したと推測され、畿外の国造全体が天皇に

服属することを象徴的に意味し、それにより天皇の即位が保証されたとしている（大津1985・1999）。

『養老神祇令』では、大嘗祭と新嘗祭とともに「大嘗」と記し、「毎世」で国司が行うもの（大嘗祭）と、「毎年」で所司が行うもの（新嘗祭）とに区別しており、国郡卜定と特設儀場の設営、国司・郡司による労働の動員の有無において差異化が図られていると思われる⁵。ただ、神殿でおこなう祭儀の内容は同じであるため、『神祇令』ではともに「大嘗」と記して問題なかったであろう。

D. 畿外の服属儀礼の必要性

大津透は、畿外にたいして繰り返し服属儀礼が要求されるのは、自立した在地首長を通じてしか畿外を支配できず、畿外が天皇支配の及ばぬ「まつろわぬ地」であったからとする（大津1985）。畿外は天皇の支配が完全には及んでいないのであり、律令制を施行してもなお、まつろわぬものであり、異郷の地であったとする（大津1986）。

そして、出雲国新任儀礼の分析から、服属儀礼の本質を、国造から神宝を大王へ献上させ、逆に、大王から国造に対して宝器を賜与し祭らせることで祭祀権を召し上げる（差し出させる）こととみた。一方で、これは個別の国造への対応であり、律令国家による全国統一支配の成立にはなお一段の飛躍が必要であったとも述べる（大津1999）。

さらに大津は、全国における郡司の任命については、早川庄八の研究（早川1984）に拠りつつ、郡司任命の儀式が国造任命儀を継承した服属儀礼と言えとしたが、郡司の場合、国造と異なり服属を示す宝器の交換はなくなり位記の授与のみとなっていることに注目する。その背景には、律令国家の成立に伴って地方支配における「宝器の交換」は不要となり、一片の辞令で任命できるようになったことがあるとし、地方豪族の郡司への任命で、郡司が朝廷に服属奉仕し全国支配が可能になった背景の探索が必要とした。

大嘗祭において畿外の国郡が悠紀・主基に卜定されて天皇に奉仕することは、畿外の国造全体が天皇に服属することを象徴的に意味し（大津1985）、律令制下の大嘗祭では悠紀・主基の二郡が畿外を代表するという象徴的・現実的な意味を持っていたとする（大津1985）。

養老元年に元正天皇が東国行幸した際に、近江の行在所には「山陰道伯耆以来、山陽道備後以来、南海道讃岐

以来」の諸国の国司が参上して歌や舞を披露し、美濃の行在所では「東海道相模以来、東山道信濃以来、北陸道越中以来」の諸国の国司が雑技を披露している⁶。

大津は、この時に参向した国司に畿内国司が入っておらず、畿外の国司のみが近国と中国のほとんどすべて集められて服属儀礼を行なっていることに注目し、畿外が天皇に服属すべきもので、律令制が施行されて国造がいなくなった後も、畿外の服属は決して形式化したものではなく、現実が必要であり、畿外の服属の上で初めて天皇は即位、支配できるという考えが律令制下にも存在していたことを示すとした（大津1985・1986）。

仁藤智子は、この元正天皇の東国行幸について、近江国で西国の、美濃国で東国の、元正天皇に対する服属をそれぞれ確認し、一連の儀礼を通じて元正天皇の国土統治の正当性を明確にし、律令制天皇として西海道を除く全国支配を貫徹したことを可視的に見せる場として用意されたと評価した（仁藤2020）。

このように、天皇の全国支配は、7世紀後半に体系的国家が成立して以降でも、天皇の代替わりごとに畿外の服属を確認する必要があったようであり、これが服属儀礼としての大嘗祭が創始された事情であったとみられる。

E. 大嘗祭の成立過程をいかに把握するか

そうすると、大嘗祭の起源論は、服属儀礼の要素を持ち特設会場の設営を伴う新嘗祭（天武朝に数回実施されたと記録があるもの）が大化前代に遡るかどうかということにかかる。先に述べたように、岡田精司が大化前代において「ニイナメ＝オスクニ儀礼」の存在を考えたのは、大化前代の実例からの帰納ではなく、天武朝から持統朝にかけての新嘗祭・大嘗祭の推移から時間を遡って仮説的に推定した結果とみられる。悠紀・主基の国郡卜定（特定2郡により畿外全体を象徴させる）が史料上では天武より前にはまったく遡らないことから⁷、大化前代には全国の国造的豪族たちが毎年の新嘗祭の度に服属のシンボルとして食物供献を行っていたと推定した。

大津透も、岡田の説を受け、大嘗祭の制度が整えられるのは天武朝だが、それ以前から四方国（畿外）の多くの国造が参加して新穀や贄を献上する原大嘗祭と言うべき儀式はあったと推定している。（大津1985・2010）。当然、この仮説は検証を要するが、そのような儀式的存在が考古学的に立証できるかどうかの問題である。儀式的

場が後の大嘗宮のような構造であったのかどうか、それが特設であったのか常設施設の利用であったのかが問題となる。大嘗祭のルーツを7世紀前半以前で探るなら、食物の献上儀式、および天皇が食物を食することで支配・服属関係を確認する儀式的場を探さねばならない。そのような儀式的場の成立過程に関しては、大嘗宮の悠紀院・主基院の構成要素たる、正殿・膳屋・白屋・廻立殿に相当する建物を見出すことが必要であろうが、単体では何の変哲もない掘立柱建物であるから、遺構の機能を特定することは困難だろう。建物群の空間構成が悠紀院や主基院に似たものであれば認識しやすいが、配置が徐々に変化していった場合、途中段階のものを大嘗宮と認定できるのかどうか課題となろう。6世紀代の王宮はまったく不明であるので、7世紀の豊浦宮・小墾田宮・飛鳥岡本宮・飛鳥板蓋宮・難波宮・後飛鳥岡本宮・飛鳥浄御原宮における儀式関連遺構の様相が将来的に明らかになるのを期待するしかない。

新嘗祭については、平安宮では天皇親祭の場合は常設神祇祭祀施設である中和院の神嘉殿で実施され、特設の会場を用いない。藤原宮・平城宮での新嘗祭の場所は不明だが、特設の大規模な場を用いる大嘗祭との差異は明確化されていたとみられるから、宮内の既設施設で行われたのであろう⁸。ただし、大嘗宮の場合、複数の建物の配置に特異性があるがゆえに大嘗宮と認定できるが、儀式用施設をさまざまな祭儀に用い、内部の設えのみ変える場合、外見上はいかなる祭儀に用いたのか判定できないので、様相の解明は容易ではない。

F. 天武朝～文武朝における神祇政策の進展と重層的服属儀礼の創設

大嘗祭の成立の意義を探る場合、それ単独ではなく、ほぼ同時期（天武朝～文武朝）に整備された諸儀礼の意義・整備事情と合わせ考える必要がある。天武朝には、宗教政策、特に神祇祭祀において重要な国家的祭祀が創始された。天皇即神思想が生まれ、地方豪族により担われていた全国の神々の祭祀権が天皇と神祇官に集約された。

まず、広瀬祭・龍田祭という新たな国家祭祀が始められ、奈良盆地を対象とする班幣祭祀の原形が作られ、それを受けて、六月と十二月に実施される畿内を対象とした班幣祭祀である月次祭も整備された。持統即位にあたり、神祇令にもとづく即位式と畿内の天地神祇への班幣⁹

が実行された（大津1999・2010）。

大宝令頒布直後の大宝2（702）年2月に諸国の国造を招集し大幣を班ち、3月には大祓に際して全国（畿内+七道）の神社に班幣を頒布した。国造への班幣により地域の神祭に間接的に介入することができるようになり、その後の祈年祭では国造でなく神社の神主や祝部を招集することで、地域の神祭に直接かかわるようになった。

大津透は、律令国家の成立とともに全国の官社を対象とする班幣祭祀が成立することに注目した。文武即位後の大宝2年にはじめて全国対象の班幣がなされたことを、大宝律令施行に伴うさまざまな律令国家スタート措置の一環と評価している。また、畿内のみならず畿外を含めた全国への班幣について、大宝2年の全国班幣に際して国造が上京し、国内の全官社の祝部を率いて幣を朝廷から受け取ったことを服属儀礼と解し、班幣祭祀（即位時と毎年の祈年祭）が、旧来の国造の服属儀礼を継承しつつ、全国を対象に統一的に形式化した新しい祭儀だと評価した。奈良時代に即位や祈年祭に幣を班つことによって地方の神々を服属させたことに、天皇による全国支配の根拠があったと推測している。すなわち、律令国家政府に対して郡司・地方社会が服属・奉仕した前提は、地方の神社の祝部が宮都へ集められて神祇官で幣帛を受けることにより、全国の祭祀権を朝廷が掌握したことにあり、郡司制によって、かつて国造が保持していた祭祀権を切り離し行政権だけを与えたことで、郡司が権力を縮小され、国司の下に地方官人として奉仕することになったという（大津1999）¹⁰。

このように、文武朝の大宝令施行により、畿外も含む畿内七道の全官社への班幣祭祀としての毎年二月の祈年祭が行われるに至り、天皇即位に際しても全官社への班幣が行われるようになった。班幣祭祀は、天皇が奉る幣帛を諸神に班つことであるが、令制では神祇官に全国の官社の祝を集めて幣を配ることから、天皇が各社に使いを遣わして幣帛を奉る奉幣と異なり、天皇が地方の神々を支配・統制するという性格が強く表われている。丸山裕美子は、天皇が天神の子孫としての権威、支配の正当性を表明する手段を手に入れたが¹¹、神祇令祭祀が創出された時点では、その権威を四方の国々まで浸透させるに至っていなかったため、地方の国つ神を統制するために神祇官という装置を設け、そこで班幣する大掛かりな儀礼が必要であったとする（丸山2001）。

大嘗祭が畿外首長の服属儀礼の意味（「食国」として服属させる）を持ち、かつては王権と畿外国造との間で個別に、あるいは畿外の国造たちを参集させて行っていた服属儀礼を、悠紀国・主基国に卜定された国郡を奉仕させる形に象徴化したものであるとしても、天皇親祭の秘儀であり、それだけではいささか抽象度・象徴度が高く、畿外の個別首長との間の支配－服属関係を明示・再生産する実効性に乏しいから、別種の服属儀礼を重層化させる必要があったと思われる。

その一つが班幣祭祀であって、神祇官で班幣を受けた祝部たちが、各地域に帰還後、地元の神に幣帛を奉ること、幣帛を与えた「皇御孫の命」が地域の神祭に強制介入して地方首長の祭祀権を召し上げた事を象徴し、地方首長の服属儀礼としての実効性が明らかであるといえる。

さらに、各国庁では、宮城における元日朝賀に対応して、国守が介以下の属官や郡司等を率いて拝賀の儀式を行い、天皇への臣従を確認していたし¹²、毎月の国庁での郡司告朔儀は、国司と郡司との支配従属関係更新の機会となっていた（山中1994）。国司は国内支配のために郡司ら地方豪族の伝統的支配力に依拠しなければならなかったから、郡司らに対する国司の支配力や権限の維持・強化が、さまざまな機会・場を利用して図られていた（山中1994）。畿外の現場で郡司らの地方豪族の服属儀礼として機能していたのは、国庁での各種の儀式であった。

G. 大嘗祭の成立時期

一代一度の大嘗祭が成立した時期については、天武朝説、持統朝説、に分かれる。

日本書紀には、天武2年（673）12月に大嘗に奉仕した中臣・忌部・神官の人々と播磨国・丹波国の郡司などに賜物を与えたとあるが、大嘗祭そのものの挙行記事はない。ただし、天武5年（676）の9月に新嘗祭のために斎忌・次の国郡を卜定し、天武6年（677）11月にも新嘗に奉仕した神官・国司に賜禄している。新嘗祭でも国司を動員した大規模な祭儀を行ったようである。これに対し、持統は持統5年（691）11月に大嘗祭を挙行し、播磨・因幡の郡司らを供奉させているが、新嘗祭での国郡卜定記事はない。

これら書紀の記事については、大嘗祭の成立時期として、二つの評価がある。

天武朝説 天武朝には大嘗祭が創始されるとともに、

大嘗祭のみならず毎年の新嘗祭に際しても悠紀・主基の国郡を決めていたが、持統朝以降、国郡卜定が大嘗祭限定になるという説（大津2011・小倉2011）。

持統朝説 岡田精司は、天武2年の「大嘗」の語は書紀編者の追記で、天武朝には大嘗祭は存在しなかったとみる。天武は毎年の新嘗祭での悠紀・主基の国郡の奉仕を計画したが、民衆への負担が大きいことから毎年の挙行を中止し、治世最初の新嘗祭のみを悠紀・主基の斎国郡を設定することに後退し、それを大嘗祭として実施したのは持統即位後が最初であったとする（岡田精1992）

どちら妥当か判断しにくい、新嘗祭と大嘗祭の相違は、既設の神祇祭祀施設を用いるか、大規模な特設会場を祭儀の時だけ設けるかの差である。天武5年・6年における「新嘗」では悠紀・主基を卜定し国司以下に奉仕させているから、元正以降の大嘗祭と同じく特設会場を設けたのであろう。『続日本紀』が記す天武2年の「大嘗祭」が、真に「大嘗祭」と呼ばれたのか、「大嘗祭」の名称が未成立で「新嘗祭」であったのかにかかわらず、悠紀・主基の斎郡を設定し、特設祭儀場を設けた実態は同じであろう。したがって両説の違いは、天武2年の祭儀の名称のみとなる。

H. 悠紀・主基選定に関わる諸問題

前述のように、大津透は、畿外にたいして繰り返し服属儀礼が要求されるのは¹³、畿外が自立した在地首長を通じてしか支配できず、天皇支配の及ばぬ「まつろわぬ地」であったからとする。大化前代には四方国の国造が即位儀礼に参加していたと推定し、律令制下の大嘗祭では悠紀・主基の二郡が参加するだけだが、それは前代の遺制としての意義を失っているのではなく、畿外を代表するという象徴的・現実的な意味を持っていたという（大津1985）。ではその選定法はどうであったのだろうか。

大嘗祭で悠紀・主基両国が卜定されて天皇に服属を誓うのだが、畿外の国郡のみが卜定される。畿外の国造が天皇に対して服属を誓うというかつての構造を代表・象徴して行っている（大津1986）。天皇の畿外に対する支配権は、四方の国の国造の服属によってのみ保証される。畿外・四方の国の服属を象徴するなら、畿外のどこから選んでも良さそうだが、そう簡単ではなさそうだ。

◎ 2国選んで、同じ儀礼を2回する。

同じ儀礼を悠紀殿・主基殿で2回行う理由はどう考え

られてきたか。畿外の服属を象徴する儀礼であるなら1回でも良いはずだが、なぜ代表2郡を選んで同じ儀礼を繰り返すのか。岡田精司は、本来の形では「ユキ」が神聖な神事用の稲田を意味し、「スキ」は天武5年紀に「次」の字を用いていることから、主たる斎田に穢れなどが起った時の予備として設けられたと考えた。しかし、そうであれば、斎田には予備を選んでおくとしても、神事自体は一度で良いはずであるので、必ず二回、別殿舎を造ってまったく同じ儀礼を繰り返す理由があるはずである。

森田悌は、二度の共饌について、一人の神に対し悠紀・主基二殿が作られるのは不可解であるから、二人の神に対して各別の御殿が作られ天皇がそれぞれに対し給仕していると考えるのが良く、二人の神は男女一対の神を指すと推定した（森田1991）。二人のうち片方が女性神であった場合、前項で紹介した、神今食・新嘗祭で、国魂を体現する采女の介添えを受けながら、そこに神が有るが如くに酒食を供進し、最後に神と采女との聖婚を行わせたとする説（西本2009）とは整合しなくなる。神の性別は難しい問題ではあるが。

同じ儀礼を2回する事情は、天皇が畿外の四方の国を「食国」として支配・服属させる関係を確認するために、畿外諸国から献上された食物を天皇が神と共食する儀礼という面に注目すれば、「四方の国」を2回で象徴する必要性があったからと考えられようか。

◎ 選ぶ範囲は畿外全体でなく狭く限られる。

古代国家では、畿外でも西日本と東日本は性格が異なるとの国土認識を持っていたのではないだろうか。そうであれば、悠紀・主基の斎国が畿外全体の中の半分ずつを象徴するとみるのが理解しやすい。では、西日本から一か所、東日本から一か所といった選定法なのだろうか。

悠紀・主基の斎田をどの国から選んでいるかを、儀式の形式化（大嘗宮正殿の40尺移動の停止）が進む前の光仁以前の天皇について見ると、畿内の西側・東側から1か所ずつとなったのが元明（遠江・但馬）・元正（遠江・但馬）・孝謙（因幡・美濃）・光仁（三河・因幡）、畿内より西側から2か所となったのが天武（播磨・丹波）・持統（播磨・因幡）・聖武（備前・播磨）・淳仁（丹波・播磨）、畿内より東側から2か所となったのが文武（尾張・美濃）・称徳（美濃・越前）となるから、必ず国土の東西から象徴的に選ばれたという訳ではない¹⁴。

しかし、天武朝頃に整えられた古代の七道との関係を

見ると、西側から2国、東側から2国の場合を含めて、別「道」から選ぶのが基本であり、唯一の例外が、2国共に山陽道（播磨・備前）から選ぶ聖武のみであるから¹⁵、1「道」から2か所にならないように別「道」に振り分けるのが基本であったようだ。

◎ 二か所を選ぶ範囲はなぜ近国か

光仁以前について、悠紀・主基の2国を選定する空間的範囲を検討すると、西は備前・因幡以東、東は遠江・美濃・越前以西であり、それより外部には及ばない。この範囲は民部式の定める、京との行程での区分における「近国」の中にほぼ収まるが、近国でも、南海道に属す讃岐・阿波・淡路・紀伊は除かれている。また、畿内の東側から北に延びる伊勢・伊賀・近江¹⁶・若狭・丹後も除かれている。「中国」では、越前・遠江が悠紀・主基に卜定されている。「中国」でも「近国」に接する国である¹⁷。

このように、悠紀国・主基国は、伊勢・伊賀・近江・若狭・丹後に間に挟んで、その西側の五国（備前・播磨・因幡・但馬・丹波）と東側の五国（越前・美濃・尾張・三河・遠江）の中から選ばれている。近国をベースとするが、「近国」のすべてではなく、「中国」のほとんどと遠国は除外されている。その範囲の中で、すでに述べたように、畿内の東か西かには拘らずに、2「道」から1か所ずつ選ぶのが基本であったとみられる。

悠紀国・主基国がこのような範囲となった事情を検討しよう。

養老元年（717）、元正天皇の東国行幸の際に、天皇に対する服属を確認するために、近江および美濃の行在所に集められた国司には、「近国」の17か国がすべて含まれる一方で、「中国」は出雲・伊予の2国、「遠国」はすべて除外されている。

仁藤智子は、この東国行幸について、比較的馳せ参じやすい近国・中国の国司を呼び寄せて服属を確認することで、律令制天皇として西海道を除く全国支配を貫徹したことを可視的に見せる場として用意されたと評価した（仁藤2020）。この評価が成り立つ場合、道別にみれば、一部で全体を象徴するとみなされていたことになる。

前項で述べたように、大嘗祭は天皇が畿外を「食国」として服属させるという関係を象徴する儀式であり、畿外にたいして繰り返し服属儀礼が要求されるのは、畿外が天皇支配の及ばぬ「まつろわぬ地」であることを象徴するという。とはいえ、王権のために服属が確認される

べき範囲が、まずは「近国」、せいぜい「中国」までしかなかったとは考え難い。斉明朝以降、「蝦夷」居住域への、文武朝以降、「隼人」居住域への侵攻が進められるが、「遠国」であっても、王朝の教化に従わない化外の異文化集団の居住域を除けば化内であるから、「近国」・「中国」同様に、服属の確認がなされるべき地域のはずである。したがって、大嘗祭の如き大規模な儀式の準備では、人員や文物を確実に動員できる国から選ぶ、という実際的な事情が強く効いていたと考えざるを得ない¹⁸。

2. 文武即位に至る王統の形成とその後

A. 敏達大王から舒明大王への王統の形成

◎ 敏達

欽明の王子のうち蘇我氏の血を引かず欽明の死後まで生存したのは、訳語田淳中倉太珠敷王子（後の敏達）であった。敏達が即位した事情は、欽明の死去時に蘇我氏所生の王子が大王家の嫡流になっておらず、敏達が大王家嫡流の立場にあったからである（倉本2015）。敏達は、欽明と蘇我堅塩媛の第四子である額田部王女（後の推古）と婚姻した。非蘇我系の敏達にとって、蘇我氏との融和をはかり権力を確立するためであった。敏達の王子には、額田部王女を母とし蘇我の血を引く竹田王子と、息長氏出身の広姫を母とし蘇我の血を引かない押坂彦人大兄王子がいたが、共に即位せずに亡くなった。

◎ 上宮王家と押坂王家

押坂彦人大兄王子と糠手姫王女の子が田村王（後の舒明大王）である。敏達－押坂彦人大兄王子－舒明という王統は、蘇我氏との血縁関係を持たず、吉川真司は「押坂王家」と呼んだ（吉川2011b）。この王家は押坂を本拠地とし、上宮王家と同様に、大きな部民集団（オシサカ部＝刑部）を有して経済的基盤とするとともに、大和西部の交通の要衝である広瀬を開発して拠点とした。そして、この王家からは舒明－皇極－孝徳－斉明－天智－天武－持統－文武－という王統が成立した¹⁹。

6世紀後半から7世紀前半にかけて、蘇我氏は大王の外戚（大王生母の近親者）の地位を獲得しており、用明・崇峻・推古は蘇我氏の血を引いていた。崇峻の死後、欽明二世王世代の王子が多く、政争を回避するために、前大后額田部王女が即位した（推古）。推古の在位期初期

に、（額田部と敏達の子）竹田王子も、（敏達と広姫の子）押坂彦人大兄王子も死去したため、用明の子・厩戸王子（聖徳太子）が時期大王候補となった。厩戸は交通の要衝である斑鳩に宮と寺を造り、彼の一族（上宮王家）は斑鳩を勢力拠点とした。上宮王家は全国にミヤケを有し、厩戸王子は壬生部という大規模な部民を与えられて政治力・経済力の源泉とした。その後、推古の長命のため、厩戸王子が即位できぬまま死去すると、山背大兄王が上宮王家の後継者となった。しかし、推古死去後に大王を継いだのは蘇我系嫡流の山背大兄王ではなく、非蘇我系嫡流の田村王だった（舒明）。推古が遺詔で田村の方を次期大王に指名し、大臣の蘇我蝦夷としても、田村が蘇我法堤郎媛との間に古人大兄王子を儲けており、古人への継承が期待できたからである（倉本2009）。山背大兄王は、用明の二世王にすぎず、父が即位しておらず、蘇我系王統の嫡流でもなくなっていたが、斑鳩に一族が盤踞し政治力・経済力は維持していた。蘇我本宗家との関係も良くなかったようで、結局、皇極2年に入鹿らによって滅亡させられた。

B. 舒明系王統の登場

◎ 敏達死後の大王位継承－用明・崇峻

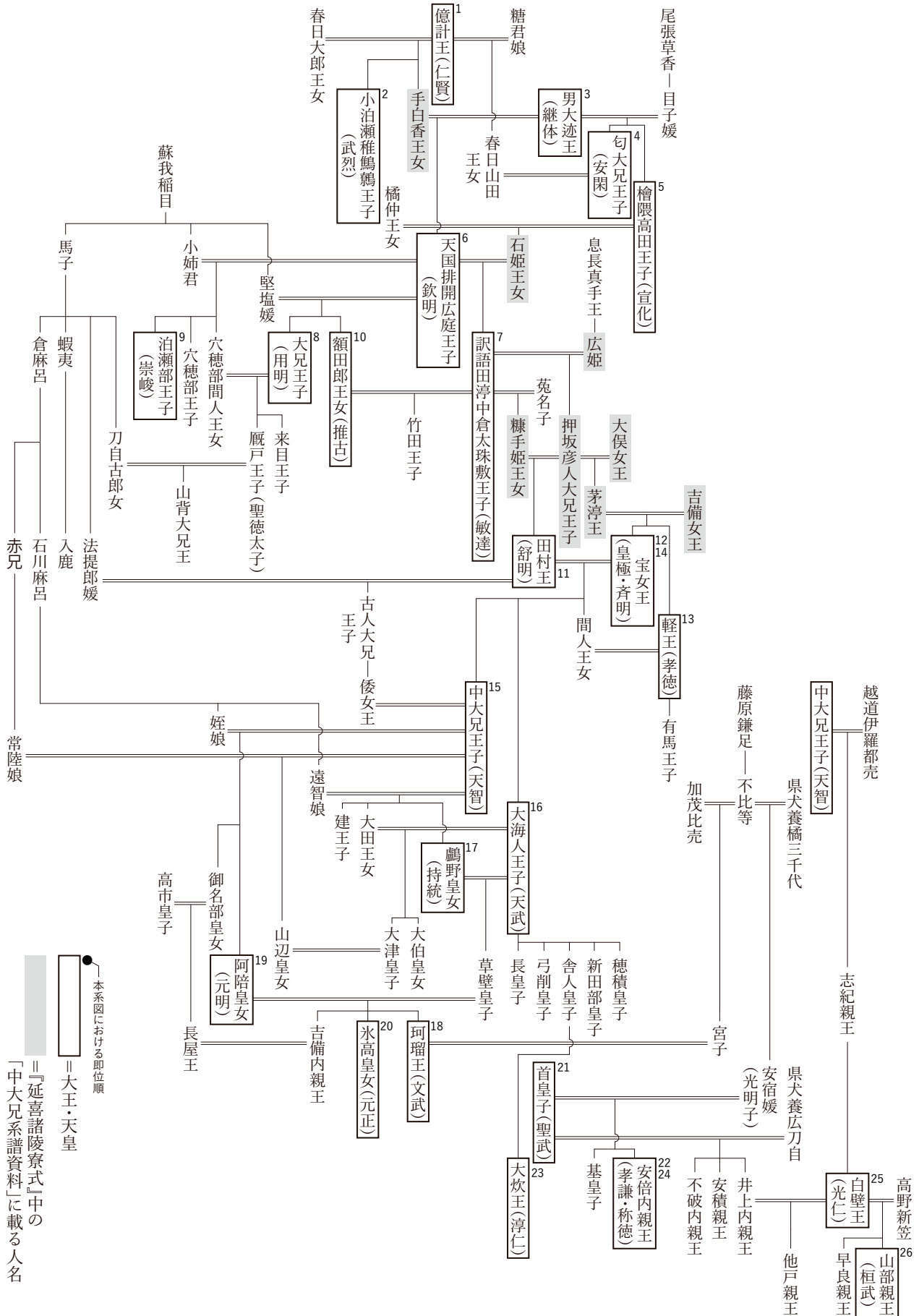
敏達の死後、敏達と同じく欽明の子で、蘇我稲目の娘・堅塩媛を母とする大兄王子が即位した（後の用明）。用明の在位中に用明の異母弟（小姉君系）の穴穂部王子が大王位の継承を画策して物部守屋と結び付き、蘇我馬子と物部守屋の対立が激化した。用明の病死後、穴穂部王子と守屋が討滅されて、欽明王子の世代で残った泊瀬部王子（後の崇峻）が即位したが、さまざまな問題で馬子・前大后や支配者層との関係が悪化して暗殺され、欽明の王子世代の兄弟継承が終わった。

◎ 推古の即位事情

そこで欽明の孫世代に継承が降りてきたが、結局、額田部王女が即位した（推古）。

推古即位の事情については、いくつかの説がある。

まず、欽明孫世代の王子のうち、敏達の子・押坂彦人大兄は用明死後の物部守屋討伐軍に名が見えないことからおそらく、用明末年の抗争中に暗殺されたか病死し、同じく敏達の子・竹田王子も守屋討伐後ほどなく病死し、さらに、用明の子・厩戸皇子は崇峻暗殺時にはまだ若かったことから、結局、額田部が即位したとする説がある（大



6～8世紀の大王家系図

津2010)。

他方で、押坂彦人大兄の子である舒明の生年（推古元年（593））から、押坂彦人大兄が推古朝初期までは在世しており、大王位継承資格の点で最有力の押坂彦人大兄の即位を阻止するために、蘇我氏が苦肉の策として、敏達の大后で押坂彦人大兄の義母たる推古を立てたとする説（蘭田1981）がある。さらに押坂彦人大兄が推古より長生きした場合でも、彼の即位を阻止するために、蘇我の血を引き馬子の娘を妃とする厩戸王子を太子につかせたとする説（熊谷2001）がある。

欽明の孫世代（二世王）には、即位した大王の王子だけでも、押坂彦人大兄・竹田・尾張・厩戸・来目・殖栗・茨田らがおり、馬子・大夫層も誰を選べば良いか分からない状態で、各氏族が別々の王子を支持して政治抗争を始めるのを回避するためとする説もある（倉本2015）。

◎ 舒明の即位事情

推古は蘇我系の竹田王子と非蘇我系の押坂彦人大兄王子が死去したため、蘇我系の厩戸王子（聖徳太子）を次期大王候補者とした。しかし結局、推古の治世は36年間も続き、厩戸も即位できぬまま推古より先に死去してしまった。推古死後の群臣による皇位決定会議で、押坂彦人大兄王子の子・田村王か、聖徳太子の子・山背大兄王かで揉めた。山背大兄は馬子の娘・刀自古郎女を母としていたが、蝦夷とは対立していた。田村王自身は蘇我の血を引かぬが、馬子の娘・法堤郎媛を夫人とし古人大兄を儲けていたため、蝦夷は田村を支持し、山背を推した境部摩理勢を殺害したため、田村王が大夫から要請されて即位した（舒明）。このように舒明は、蝦夷に擁立されて即位はしたものの、非蘇我系の嫡流であって、本人の自己認識では、けっして蘇我氏のみ依存した存在ではなく、施策には独自性が現れてくることとなった。

◎ 舒明朝の画期性

舒明の代は『日本書紀』の記事が少なく、極めて印象が薄いものとなっているが²⁰、内政・外交の双方において積極的で、遣唐使を派遣し、朝鮮三国との交渉も進め、東北や南島へも勢力を伸ばしたほか、政治秩序の整備（王宮参集励行、采女密通処罰）を試みた（吉川2017）。このほか、舒明朝にはいくつかの画期的な点がある。

○宮の造営 舒明2年（630）に「狭義の飛鳥」に宮（飛鳥岡本宮）を設け、代替わり毎に王宮を移動する事を改めて、以後飛鳥に正宮が固定する端緒となった。しか

し、飛鳥岡本宮が舒明8年（636）に焼亡すると、田中宮に遷御した。さらに、舒明11年（639）には、西国・東国から国単位の力役徴発を行い、百済大宮・百済大寺の造営を開始した。この方式は、皇極の百済大寺造営、飛鳥板蓋宮造営に継承された。蘇我氏が地盤とする飛鳥を離れ、倭王権成立以来の本拠地である磐余の地における大宮と大寺の造営は、蘇我氏の軛を脱し、独自の権力基盤を求めようとする舒明の強い意志を背景とする、と評価されている（倉本2009・2015）。

○百済大寺の造営と意義—新伽藍配置の創出 百済大寺は蘇我氏主導で飛鳥の地に造営された飛鳥寺に対し、王権主体で新たに造営した最初の国立寺院である。百済大寺は桜井市の吉備池廃寺とみて良く、飛鳥寺・斑鳩寺・山田寺より格段に規模が大きく、伽藍配置がその後の寺院に影響を及ぼしたほか、用いられた軒丸瓦の文様が各地の寺院で用いられた。

百済大寺の伽藍配置、すなわち東西棟の金堂を東、塔を西に置き、周囲を回廊で囲む配置は、従来「法隆寺式」と呼ばれてきたが、百済大寺の発見により、百済大寺に起源すると考えるべきであろう²¹。

この配置は中国・朝鮮半島諸国には無く、日本独自のもので、地方寺院に多いと言われてきた。この配置は、670年代以降に造営が始まった法隆寺西院伽藍で採用されたほか、法輪寺・安部寺などで見られる。金堂と塔を囲む回廊の北面回廊を講堂につなげる配置は、百済大寺式（法隆寺式）からの派生型と評価できよう。後者のうち、百済大寺・法隆寺と同様に金堂を東、塔を西に置く配置は、平川廃寺・相模国分寺などにある。百済大寺・法隆寺と逆に、金堂を西、塔を東に置く配置には2種あり、金堂が東西棟のもの（法起寺式）は法起寺・高麗寺、金堂が南北棟のもの（観世音寺式）は観世音寺・多賀城廃寺などでみられる。

法隆寺式・法起寺式・観世音寺式は、7・8世紀の伽藍配置が推測可能な寺院の過半数に及ぶ（上原1986）。従来、これらの伽藍配置は、藤原京や平城京内の寺院にはみられないことから、「氏寺型」「私寺型」と評価されてきた。また、法隆寺西院伽藍は、年代的には川原寺・本薬師寺の官大寺と併行するが、所用瓦や建築様式には官大寺の影響はなく、在地氏族や地域氏族の援助で造営されたため、朝廷が造営した官大寺とは異なった展開を遂げたと評価されている（林2007）。しかし、法隆寺西院

の伽藍配置が大王家の寺院たる百済大寺の系譜と判明したので、以上とは別の評価が可能となろう。高橋照彦は、百済大寺で成立した配置が、それ以前の蘇我氏などによって建立されてきた飛鳥寺や四天王寺などとは意図的に差別化をはかっていると評価している（高橋2005）。

法隆寺西院伽藍で百済大寺式を採用したのは、大王家の寺で採用された格式高い配置であったからであろう。法隆寺の伽藍配置計画が立案された670年代の時点では、本薬師寺は発願前であるし、川原寺は発願直後で造営の初期段階である。百済大寺の発見前には、金堂と塔を東西に並べる点で、法隆寺西院に川原寺式の影響をみる説もあったが（森1983）、百済大寺からの系譜とみなせば、川原寺の影響とみる必要はない。

百済大寺は天武2年（673）に高市に移され高市大寺となった。高市大寺の位置と伽藍配置は不明だが、百済大寺をそのままの形で移築した可能性が大としても（小澤2003）、文武朝にはさらに場所を移して伽藍配置も異なる大官大寺となった。そうすると、官大寺における百済大寺式の伽藍は、百済大寺・高市大寺が存在した70年間ほどしか存在しなかったことになるが、7世紀後半から8世紀に創建された寺院の伽藍配置に百済大寺式（法隆寺式）・法起寺式・観世音寺式の寺院が多いのは、実用性（横置き配置は奥行が狭い土地に向く（澤村1979）、金堂か塔の片方の造営が遅れても寺院活動を開始できる（箱崎2003））に加えて、王家の寺の配置という認識・評価・意義付けがあったと考えられる。

天智朝以降に再建が始まった法隆寺自体が、天武の代以降、推古の代に国政に参与していた厩戸皇子が古代国家建設の起点として認識され（倉本2015）、偉大な「聖徳太子」として神格化されたのを背景に、上宮王家の氏寺的性格を脱し官寺化していった。西院伽藍の建設に当たり、王家の伽藍配置が採用されたと評価できるだろう。

伽藍配置のみならず、百済大寺で採用された新たな文様の軒丸瓦も東アジアの軒瓦としては異色であり（高橋2005）、その後の各地の寺院で用いられた。これもかつては、山田寺式が広範に影響を及ぼしたと考えられてきたが、山田寺式が百済大寺式の影響下にあることが判明したので、王家の寺の瓦が模倣の対象となったと評価すべきであろう。蘇我氏同族氏族のそれぞれが、別個の氏寺を建立して飛鳥寺に集結しなくなったことや、蘇我倉氏の氏寺たる山田寺で、飛鳥寺や豊浦寺系の瓦ではなく

百済大寺系の瓦を採用したことについて、蘇我本宗家が嫡系で氏上を継承したことに対して蘇我氏の同族氏族が反発し、本宗家の規制を外れて独立した政治的動きを始めたことの表れと評価されている（倉本2015）。

○新形式大王陵の創出 舒明の墓は八角形墳で、大王墓の墳形が八角形に変わる端緒となった。舒明は皇極元年（642）に初葬陵・滑谷岡に葬られ、皇極2年（643）に押坂陵に改葬された。滑谷岡の初葬陵については小山田古墳説があるが、岩屋山古墳説（小澤2023）もある。岩屋山古墳は二段築成で上段が八角形の可能性が高いとする説がある（小澤2023）。押坂陵（段ノ塚古墳）は方形壇を伴う八角形墳である。以後、斉明・天智・天武（持統）・文武の陵は八角墳であり、大王陵にふさわしい形態が創作されたと言える。高橋照彦は、大王陵の八角墳への変化について、蘇我氏が在来文化としての前方後円墳を否定して大王陵に導入した方墳との差別化を図ったものと評価している（高橋2005）。

八角形の起源については、八角円堂説（菅谷1973）・八角塔説（近江1976）・中国政治制度説（網干1979）・八葉蓮華説（田村1981）などがある。筆者は高御座と同様に、大王・天皇が統治する国土を象徴すると考えるが、ここでは深入りしない。

◎ 舒明系王統の始祖－押坂彦人大兄王子

欽明以降、蘇我系王統と非蘇我系王統が成立し、その後の大王位継承において両王統の王子女が候補となる。乙巳の変後に、舒明の子だが蘇我氏の血も引く古人大兄が討滅されると、蘇我系王統が滅亡し、6世紀末の大王位継承が非蘇我系王統の全面勝利で決着し、それ以後の大王位継承は非蘇我系王統によって限定されるようになった。非蘇我系王統の優位が確定していく過程で、本来あまり有力な王族でなかった押坂彦人大兄王子（母の広姫が地方豪族で、キサキの母も地方豪族）が、天智・天武の父である舒明の父、天智・天武の母である皇極の祖父であったことから「皇祖」と位置付けられていった（倉本2009）。特に、光仁・桓武以降に、天智系王統が確立すると、皇祖としてさらに重視されたようである。『延喜諸陵寮式』の墓歴名には、中大兄皇子の皇統を正当化する政治的意図をもった系譜的資料が含まれ（北1996）、押坂彦人大兄王子は、母で敏達の大后・広姫王女、キサキの糠手姫王女、キサキの大倭王女²²と所生子の茅渟王とともに載っている。中大兄の父母たる舒明・皇極双方

に繋がり（押坂彦人大兄の子が舒明、孫が皇極）、光仁－桓武以降の皇統の始祖として、ことさらに重要視されるようになったのであろう。

押坂彦人大兄の墓は『延喜式』墓歴名では、「成相墓」と呼ばれ、東西15町・南北20町という歴代最大の兆域を有しているが、これも押坂彦人大兄の中大兄系王統の始祖としての過大な評価なしには考え難い事であろう²³。

C. 皇極から持続への王統の形成

◎ 皇極

舒明の死後、その大妃であった宝女王が即位した（皇極）。父は押坂彦人大兄王子の子の茅渟王、母は吉備女王であり、非蘇我系王統に属す。祖父も父も即位していないが、前太后としての即位であった。舒明の死後、大王候補となる有力王族は、上宮王家の山背大兄王、舒明王子の古人大兄王子（蘇我系）、舒明王子の中大兄王子（非蘇我系嫡流）であった。世代的には山背大兄王が舒明と同世代で古人・中大兄より上であり、山背が残る中での世代交代では紛争を招きやすいし、古人・中大兄のどちらに継承させればよいかも明確になっていなかったために、ぎりぎりの選択として前大王の太后が即位したという事情であった（倉本2015）。即位後、皇極は王宮を百済の地から飛鳥に戻し、舒明の飛鳥岡本の宮があった地に板蓋宮を造らせたが（飛鳥板蓋宮）、これは蘇我氏への配慮であったようだ（倉本2015）。

◎ 孝徳

蘇我入鹿は、皇極の次には、舒明王子の中で蘇我系嫡流の古人大兄王子への大王位継承を考えていたが、非蘇我系嫡流の中大兄王子を中心とするクーデターによって蘇我入鹿・蝦夷が排除された。しかし、中大兄王子がすぐには即位できなかったため²⁴、皇極の譲位によって同母弟の軽王（孝徳）が即位した。軽王は父（茅渟王）も祖父（押坂彦人大兄王子）も即位していない三世王にすぎない非蘇我系王統の庶流であり、中大兄の同母妹の間人王女を大妃とする形で非蘇我系嫡流に婿入りする形となっていたが、間人との間に王子を儲けられず嫡流の形成に失敗していた（倉本2009）²⁵。

◎ 斉明

中大兄・前大王皇極・間人王女・大海人王子らが倭京に移ってしまい、難波宮に取り残された孝徳が白雉5年（654）に死去した後、大王位は嫡流の中大兄王子には継

がれず、王家の宗主的地位にあった皇極が世代を遡って重祚した。中大兄が政治の実権を握りつつフリーハンドで国際情勢に対処するために即位を避けたとみられ（倉本2009）、斉明は「祭の御輿」にすぎなかった（吉川2011）。斉明4年（658）に孝徳の遺児・有馬王子を抹殺し中大兄が専権を確立したが、斉明は文化的な面で独自性を発揮した²⁶。倭は百済滅亡後に遣民救援軍の派遣を決め、斉明は王族を率いて九州に至ったが、朝倉橘広庭宮で急死し、中大兄が称制を始めた。中大兄は斉明の追善のために観世音寺造営を発願したが造営は遅れた。

◎ 天智

中大兄は白村江の敗戦後の様々な国土防衛策、甲子の宣発令（664）、近江遷都（667）、庚午年籍作成（670）、近江令編纂・施行（668）、官制改変（671）などを実施した。この間、近江遷都後の668年によく即位したが、天智10年（671）に重病となり、大海人皇子に後事を託して死去した。天智の大王位継承構想については、天智自身に大友皇子を即位させる意思があったか否かで諸説あるが、大海人が天智の死後には非蘇我系王統の嫡流に立つべき存在であり、ヤマト王権以来の兄弟継承の慣習から、即位するのが自然であったので、大海人王子自身は天智の近江王朝を篡奪して自分の王権を確立したなどという認識を持てはならず、鸕野王女も父の王権を夫が滅ぼしたなどという認識はなかったであろう（倉本2009）。

◎ 天武

天武は天武10年（681）に草壁皇子を皇太子に立てるとともに、近江令の改訂に着手した。草壁即位にあわせて新法典を施行するための準備と評価されている（吉川2011）

さらに天武は、中央氏族の秩序再編のための「八色の姓」の制定、官僚制整備のための氏の秩序の改変、冠位制改訂や服制・宮廷儀礼の整備、律令の編纂、天皇の支配の正当性強化のための歴史書編纂（史書諸本の整理、神話の総合化）、永続的な支配拠点としての「新城」の造営、貨幣の発行、宗教政策としての神祇祭祀の整備（広瀬祭・龍田祭の創始、大嘗祭・月次祭の整備、伊勢神宮の皇祖神としての重視と伊勢神宮祭祀の整備）、仏教の振興（王宮や寺院での儀礼の整備）などの諸施策を開始した。

それら国家支配強化のための政治的諸制度やイデオロギー的諸制度の整備は、さらに進展したうえで、草壁へ

の皇位継承が順調に進めば、草壁の治世を飾るはずのものであっただろう。しかし、天武15年（686）に天武は急病で倒れ、国政を鸕野皇女・草壁皇子に託して死去した。律令の改訂、史書の編纂、都城の建設などは未完成であった。

◎ 持統

天武の死去に伴い「臨朝称制」を開始した持統は、大津皇子を排除し、皇太子草壁の即位を目指していたが、草壁が病氣となり即位できぬまま死去（持統3年（689））したため、草壁の子・珂瑠王を後継者に据えようとしたが、珂瑠王はまだ7歳であったから、持統4年（690）に自ら即位し、珂瑠王の成人を待つこととした。その間、自分以外のキサキを母とする天武の皇子で即位の資格を有す者（成人しており生母の地位が高い）を掣肘し即位を阻止するとともに²⁷、天武が手掛けた事業の継承を遂行することにしたとみられる。

持統は草壁の死の直後に浄御原令を施行し（持統3年（689））、それに基づいて庚寅年籍を作成した。天武の長子ながら地方豪族を母とし皇位継承の候補になりがたい高市皇子を太政官首班に据え、自らの政治の補佐をさせた。天武が途中まで進めていた「新益京」の造営を引き継ぎ、京と宮を完成させて持統8年（694）に遷都した。

珂瑠王を草壁以外の天武の皇子達と差別化するには、草壁と彼の異母弟たちを差別化せねばならず、持統を軸とした皇統の尊貴性を高めねばならないと考えたようである。そこから、持統の立場は天武とは微妙に異なった面を持つようになった（倉本2009）。

持統は天武の皇后ではあったが、草壁－珂瑠王への継承のために、自身が天智の血を引くことを強く意識し、天智及び、天智が追善に尽力した斉明の顕彰に注力した²⁸。天智が発願した近江の志賀山寺（崇福寺）は天武朝から持統朝にかけて造営が進み、文武4年（700）から30年間食封が施入された。天智の勅願寺を庇護しようという持統の意向が効いているのであろう²⁹。また、持統が天智と草壁皇子の忌日の齋会、悔過に関わる法会を志賀山寺で始めた可能性がある（櫻井1996）。文武3年（699）には、斉明陵とともに天智陵が修造され³⁰、大宝2年（702）には天智の忌日の廃務が決定された³¹。天智が斉明の菩提を弔うために発願したものの、造営が進んでいなかった筑前の観世音寺についても、持統朝から堂塔の造営を本格的に開始した³²。このように持統は、様々

な手段で、天智および斉明の事績を顕彰し、追善意識を高揚させ、斉明－天智－持統－草壁－珂瑠王と続く皇統の尊貴性・優越性を高めようとした³³。

D. 舒明系王統中で重要視される人物の変化

舒明系王統の中で重要視される人物は、文武の死後に変化があったようである。

元明は、即位詔において、持統が珂瑠王に皇位を授け太上天皇として共治してきたのは、天智が定めた「不改常典」に基づくとわざわざ述べている。元正天皇から首皇太子（聖武）に譲位した際にも、元明が元正への譲位時に「天智が定めた「不改常典」に従って我が子（この場合は首皇子）に皇位を授けよ」と元正に命じた詔に従って、首皇太子に譲位すると述べている。聖武が孝謙に譲位した際の宣命にも、元正が聖武に対して、天智の「不改常典」に従い皇位を皇嗣に伝えよと命じた、とある。

以上の諸皇位継承の際に、何度も天智が定めた法が持ち出されている。持統が珂瑠王に継承する根拠であれば、天武の言葉・意向などを持ち出しても良さそうだが、そうしていないのは、天智の実際の行動、すなわち群臣からの推戴なしに「大王家内部による自立的な王位継承」を行ったことが、持統による自己の子孫への皇位継承に有利と評価されていたからである（倉本2009）。他方、聖武即位の際には元明の元正への命、聖武譲位の際には元正の聖武に対する命の根拠として天智の法が持ち出されており、どちらの場合も、元正の即位、孝謙の即位、という天皇位の継承として相当に無理がある事態を乗り切るために、譲位する天皇自身の意志ではなく、天智の法「不改常典」を天武系皇親や群臣に一切異論を許さない理屈として持ち出したのであろう。したがって元明・元正・聖武天皇の場合、ことさらに天智の血を引くことを重視したわけではなく、持統が確立した律令国家の政権構造－「持統と不比等、およびそれぞれの子孫が皇統と輔政を継承する」体制（文武－首皇子への直系皇位継承路線）および「単なる天武系とも天智系とも異なる、いわば持統「王朝」とでも称すべき皇統」（倉本2009）を護持しようとしたといえよう³⁴。

孝謙（称徳）は、天武と持統の双方の血を受け継いだ草壁の子孫こそが天皇家の正統を受け継いだ者であるという認識（草壁（天武－持統）皇統を過剰に意識する）を強く有し（倉本1998）、天平宝字2年（758）に草壁皇

子に「岡宮御宇天皇」の尊号を追号し、天平神護元年(765)には紀伊行幸の途上で草壁皇子の檀山陵を拝した。持統は、自分の血を引かない天武系皇親を忌避したが、孝謙が天武と持統の双方の血を受け継ぐという事を重視したため、結果的に天智・天武両方の血を受け継ぐことの価値が上がり、天武と天智皇女(持統以外)との間の皇子(舎人・長・弓削)を祖とする系統(特に舎人皇子系)も有力となってしまう、草壁皇統を過剰に意識する孝謙との対立関係が厳しくなった(倉本1998)。例えば、孝謙は敵対した恵美押勝と結びついた舎人系皇統を敵視したが、孝謙が尊崇した草壁皇子は、天智-持統-草壁という血統であり天智に由来するから、天智の血を引くことを尊貴性の源とすれば、天智-新田部皇女-舎人皇子の血統も価値が上がってしまう。このため、孝謙・称徳の時代には天智の事績を語ることは控えられたのであろう。このように、同じ皇統のどこを切り出して尊重するかは極めて恣意的に操作されていた。

称徳が道鏡を皇位に就けることに失敗し皇嗣を定めぬまま崩じると、藤原永手・藤原良継らが、天武系元皇親(文室浄三・文室大市)を推した吉備真備の意見を退けて、白壁王を皇太子とした。白壁王は天智の孫で、聖武の子・井上内親王を妻とし他戸親王をもうけていたので、聖武の血を引く他戸王への中継ぎの男帝として立てられたとみられる。しかし、白壁王の即位後、皇后となった井上内親王と皇太子他部親王が廃されてしまい、藤原式家と結びついた山部親王が皇太子となり、光仁の譲位によって即位するに至った(桓武)。

桓武の即位は他戸王への中継ぎと言う意味を持った光仁の即位と異なり、まったく新しい王朝の到来を意味するものであった(倉本1998)。母が渡来系の卑姓であり、天武系天皇のような権威・正統性・カリスマ性を欠いた状態で即位した桓武は、母系を介さず父系で天智の血を引くことを、尊貴性の源として前面に出さざるを得なかった。即位の正当化のため、即位宣命で天智が定めたとされる「不改常典」を持ち出したが、かつて「不改常典」を持ち出した天武系諸天皇とは異なる意図による。さらに桓武は、自己の「新王朝」の施策として、長岡遷都、郊祀祭天義、国忌の整理、『神撰姓氏録』の編纂などを行った(坂上2001)。延暦10年の国忌の整理では、聖武以外の天武系皇統を省いて、天智系の皇統構成員を残し、「新王朝」を明示することとなった。

E. 文武即位の歴史的評価のために

◎ 即位の事情と後世への規定性

持統は、太政大臣に任じた高市皇子の死去(持統10年(696))後、珂瑠王を立太子させ³⁵、譲位して即位させた(持統11年697)。珂瑠の即位に際しては、草壁・高市亡きあとでも天武の皇子がまだ数人おり³⁶、皇位を天武の孫世代に降ろすことへの抵抗が強かったようだが³⁷、持統は、天武の皇子達に珂瑠の即位が阻まれぬように手を打ち³⁸、珂瑠の立太子を強行し、速やかに譲位して即位させ³⁹、自らは太上天皇となって文武を後見しつつ、政治に関わり続けた。太上天皇への就任は史上初であった⁴⁰。

日本古代の王権は、天皇個人の身に権力を集約させず、天皇、それに親権を及ぼす太上天皇、天皇生母、天皇生母の近親者(外戚)などから構成され、「天皇家の長」の主導の下、それらによる共同統治を行うという形態をとった(倉本2009)。また、太上天皇は天皇と同格の君主として扱われ、天皇大権を行使する法制化された地位であったが、それは、持統と文武の権力行使の実体を反映させて、大宝律令で制定されたものとされる(倉本2009)。太上天皇の権限と「共同統治」形態の成因が、王権の出発点における持統と文武と藤原氏との特殊な関係にあったとすれば、その後の歴史の展開によっては、天皇の権力が強化され専制君主化する選択肢、あるいは藤原氏以外の氏族が外戚の座に居座る事もあり得たはずだが⁴¹、実際にはそうはならなかった。

太上天皇と天皇の関係については、持統の文武に対する後見が、元明の元正に対する後見、元正の聖武に対する後見、聖武の孝謙に対する後見、孝謙の淳仁に対する優位と言う形で再生産され「構造化」されたといえよう。薬子の変の後に、天皇と太上天皇の権能の調整がなされ、摂関期までは太上天皇が政治の前面に立つことはほとんどなくなるが、院政期に至って、再び太上天皇の権力が上昇する。

◎ 即位に伴う儀礼の整備

文武即位の時点では、天武・持統の直系で、持統太上天皇の万全の後見を受け、都城・律令を完備した文明国の新天皇が、父である草壁が果たせなかった即位を満を持して果たしたとみなされただろう。しかし、『続日本紀』には即位儀の記述はない。文武2年(698)の正月一日に大極殿に出御し朝賀を受けており、拝賀の儀式は常の通りであったと記されているから、即位式及びそれ

と全く同じ儀式次第である朝賀儀は、文武即位までに式次第の整備が完了していたとみられる。文武3年・4年には朝賀の記述はない。文武5年＝大宝元年（701）の朝賀の儀について『続日本紀』は、「文物の儀ここに備われり」と特記し、詳しく記述する。式次第はともかく、儀式の設えはこの年に整えられたということであろう。

文武2年（698）11月に大嘗祭が行われた。持統5年（691）に挙行された持統の大嘗祭は、天神寿詞を読み、播磨・因幡が（悠紀・主基に）奉仕したとの記述があるが、文武大嘗祭については大楯・楯・杵を立て、尾張・美濃が（悠紀・主基に）奉仕したと記される。新都藤原宮での最初の大嘗祭であり、満を持して入念に執行されたはずであるが、記述はあっさりしている。式次第は持統大嘗祭で確立されていたからであろうか。

◎ 文武朝の諸政策の意義

文武の治世は持統太上天皇との共治体制として始まり、律令の編纂と施行、年号の制定、版図の南北両端での城柵修理、銭貨の鑄造、遣唐使派遣などの諸事業が次々と遂行された。

それらの意義を再確認しておく。

○律令の編纂と施行

そもそもは草壁の治世で作動すべく編纂開始された飛鳥浄御原令は、草壁の死の直後持統3年（689）に施行されており、完成を目指していた藤原宮・京での政治運営に必要であった（渡辺2001）。しかし律は未編纂で、律も含めた体系的な法令の整備が、文武の治世を支えるためにも必要で、文武即位の前後から大宝律令の編纂作業が始められ⁴²、令の完成が文武4年（700）、律の完成が大宝元年（701）であった。

○年号の制定

新律令の施行に先立ち「大宝」という年号が制定され（大宝元年701）、大宝令儀制令では、公文書に年を記載する際には年号を用いることが定められた。新令の規定と連動した年号の制定であった。

○版図の南北両端での城柵修理

文武即位当初には、当時の王権の版図の南北両端で、孝徳・天智朝に作られた柵・山城の修理が集中的に行われている。その意図は何であったのか。

朝鮮半島での拠点・足場はすでに6世紀に失っていたが、「任那の調」が大化元年（645）で途絶し、百済も滅んだ。文武即位の時点では、唐は朝鮮半島から撤退し、

半島を統一した新羅との関係も好転し、唐・新羅の列島への侵攻の脅威は去っていると同時に、海外の朝貢国を従えた「帝国」を装う事がもはや不可能となっていた。

しかし、大宝2年（702）には隼人との衝突が発生し、文武没後には薩摩国・大隅国が置かれている。東北でも和銅2年（709）以降、蝦夷の反乱が勃発している。したがって、文武朝における城の修理は、斉明6年（660）でいったん終わっていた列島内異民族征服策、すなわち、律令国家の中央から異文化集団、「異民族」「化外の民」とみなされ、支配下に入っていない集団を征服し、版図・国家領域の拡大を図る「帝国化」政策の再開・強化を念頭に置いた事業であろう。

○銭貨の発行

また、文武の即位当初には国内各地から鉱物の献上がなされている。そのうち銅とアンチモンが銭貨の原料であるし、文武3年（699）には鑄銭司が設置されていることから、富本銭がこの時期にも鑄造されたとみられる（渡辺2001）。そもそも天武朝に鑄造され始めた富本銭を文武朝初期に再度鑄造しているとすれば、大宝の遣唐使で持参した可能性が高いという（渡辺2001）。

○遣唐使派遣とその結果

大宝元年（701）に、天智8年（669）に出発した第7回遣唐使以来、32年ぶりに遣唐使が任命され、大宝2年（702）に出発した。この遣唐使派遣の目的については、対外的に律令国家成立を宣言するため（渡辺2001）、あるいは絶域にありながら唐皇帝の徳を慕って稀に施設を派遣してくる文明国と位置づけてもらうため（坂上2011）と言った説がある。白村江での敗戦以来、推進してきた国内体制の整備＝律令国家建設の成果を唐に対して示して認識してもらい、唐を中心とする世界秩序の中で確固たる位置を得ようとしたということであろう。ただし具体的成果のそれぞれについては、きちんと披露できたかあやしいもの、時代遅れの不十分さを痛感させられたものがあり、帰国した遣唐使が伝えた課題は、その後の大変動の原因となった。

都城について、天武朝に計画・設計・造営開始され、持統朝に完成した新益京は『周礼』に基づいた理想的都城を意図したが、唐・長安城とは似ても似つかぬものとなっていた。どこが弱点と認識されたかは、藤原京と平城京、藤原宮と平城宮を比較すれば判明するが（岩永2008）、ここでは深入りしない。

律令について、唐とそっくりの法制度を整えたことを高く評価してもらうために見せに行ったとする説もあるが、唐を「外蕃」呼ばわりしており披露はできないとする説もある（坂上2011）。

錢貨について、富本錢は中国古典の学習・理解に基づいてデザインされたが（松村1999）、唐の開通元寶（開元通寶）とは全く違う時代遅れのものであった。

国号・年号について、外蕃国を冊封体制に組み込もうとする唐の基本方針からすれば、国号は唐から与えられ、年号は唐と同じものを用いなければならない。したがって、日本が独自の国号・年号を定めたのは、本来的には唐の方針とは相いれない。新国号「日本」については、新国号の宣言が目的で栗田真人が国号の改称を唐人に説明したとする説（渡辺2001）があるが、白村江で対戦した「倭」とは異なる新しい国家として唐を中心とする国際交流の舞台に登場しようとしたため「倭」と「日本」との関係は曖昧にしか伝えなかったとみる説がある（坂上2011）。

○文武政権が残した課題

以上のように、天武・持統の時代に当時の「世界標準」を意識した国家建設の事業が進展し、文武の治世中に一応の成果が実った。遣唐使派遣によってそれを唐に対して示し国際社会に復帰はしたものの、大きな課題も明らかとなり、その一部である遷都について検討を始めた時点⁴³で文武は25歳で死去した。文武の治世中に達成された諸成果の多くは、結果的には「時代遅れ」となってしまう、早世しなければ、元明・元正朝になされることになった遷都、新錢貨の発行、新律令の撰定などが文武政権の仕事となり、「賽の河原の石積み」の如き苦難を味わうことになったであろう。

3. 大王墓の位置決定・改葬・追葬について

A. 6～7世紀の歴代大王墓の基礎的情報

6～7世紀における歴代大王の墓所はいかにして決定されたのか。墓が集まる場所が、それらの墓を築いた大王系譜の政治的拠点と一致すると考える説がある（白石1999など）。他方、墓が集まる場所は、政治的拠点の場所とは必ずしも一致せず、王宮の場所を重視すべきだとする説もある（吉村2010）⁴⁴。『延喜諸陵寮式』に記載さ

れる各大王の王宮と墓の場所がどれほど信頼できるのかという問題はあるが、5世紀代には河内の古市古墳群・百舌鳥古墳群に墓を設ける大王が多い。6世紀に入り、武烈大王死去後に仁徳以来の王統が途絶え、応神5世孫の継体が即位し、実質的に新王統が成立するが、この王統の歴代大王は古市古墳群・百舌鳥古墳群にはほとんど墓を造らず、大和ないし河内飛鳥に設けている。

大王家が、群臣の会議や推戴を経ることなしに、大王家内部による自律的な王位継承ができるようになるのは天武以降であるから（倉本2009）、それ以前は、大王家内部の王位継承候補者と諸豪族内の特定勢力との結びつきの離合集散関係によって大王位の行方は左右された。王墓を営む場所についても、そのような関係が影響していたと推定できる。墓の造営時期によって、造営主体が大王自身か次期大王かが違ってくる。しかも、6～7世紀には、墓を築いて一旦埋葬した大王を、わざわざ別の場所に新規に墓を設けて改葬したり、新たに墓を築かずに既にある親族の墓に追葬したりする例が散見される。このような事例は従来注目されてはきたが（石部1989）、その理由が十分明らかにされているとは言えないだろう。

そこで、安閑から文武に至る歴代大王墓について、位置、改葬・追葬の有無などの基礎的情報を確認しておく。

◎ 安閑陵・宣化陵

そもそも継体は自身の王権継承の正当性を確保すべく、仁賢の娘の手白香王女と婚姻した。継体と尾張連草香の娘・目子媛の間には安閑・宣化が生まれたが、両者は母が地方豪族の出であるため、安閑は手白香の異母姉妹の春日谷山田王女、宣化は手白香の同母姉妹の橘仲王女と婚姻し、王権継承の正当性を配偶者の血縁によって確保しようとした（白石2005）。白石太一郎は安閑が春日山田王女、宣化が橘仲王女と合葬された根拠をそこに求め、内実は、春日山田王女の墓への安閑の合葬⁴⁵、橘仲王女の墓への宣化の合葬であったとみている。

◎ 欽明陵を巡る諸問題

欽明は欽明32年（571）の没後に、河内古市の殯宮に安置されてから「檜前坂合陵」に葬られた。王宮が大和の磯城嶋金刺宮であるのに河内で殯が実施された点が不自然であるので、一旦河内で葬られ（初葬陵は河内大塚山）、大和に改葬されたとみる説がある（石部1989）⁴⁶。大和の「檜前坂合陵」については、五条野丸山古墳（森1965・高橋2005・白石2009）か梅山古墳（小澤2002）か

で説が鋭く対立している。『日本書紀』には「檜前坂合陵」のほかに「檜前大陵」「檜前陵」の語があり、これらの関係（特に「檜前坂合陵」＝「檜前陵」であるかどうか）や、それぞれにどの古墳を当てるかということについても諸説がある。

推古20年（612）には「檜前大陵」に欽明の後の堅塩媛姫が改葬・追葬された。

「檜前大陵」＝「檜前坂合陵」＝五条野丸山古墳とする説では、石室内の2基の石棺を欽明と堅塩媛姫の棺と見なすが、問題は、堅塩媛姫の棺が奥にあり、欽明の棺が手前にあることである⁴⁷。五条野丸山古墳＝欽明陵説批判の立場からは、大王たる欽明の棺を脇に押しのけて堅塩媛姫の棺を奥に据える行為は想定しがたく、この点についての欽明陵説の立場からの明快な説明が無いとの批判がある（小澤2023）。この場合注意すべきは、推古20年（612）の堅塩媛の改葬の前月には、推古が蘇我氏をたたえる歌を馬子に対して与えており、改葬に当たっては、軽の街で誄の儀礼が行われたことである。まず推古の誄が読まれ多量の品物が供えられるとともに、諸皇子の誄、大臣蘇我馬子の誄が読まれ、最後に馬子自身が「八腹臣等」（蘇我氏の多くの支族）を率いて、境部臣摩理勢に「氏姓之本」を誄させた。

これは、誄の序列によって王権の序列を可視的に示し、欽明と稲目に始まる大王家と蘇我氏による王権の正統性を再確認する儀礼として評価できる。欽明の墓に追葬されたのが、宣化の娘の石姫王女でなく、堅塩媛であったのは、倭王権の正当性を蘇我氏と欽明とのミウチ的結合に求めるという推古と馬子の認識を、象徴的・可視的・大規模に示すためであった（倉本2015）。堅塩媛は推古・用明の2大王の母であり、蘇我氏の繁栄をもたらした人物として厳かに顕彰されたのであろう。このような場であれば、堅塩媛の棺を大王の棺より上座に据える僭越もなされ得たのではないか。倉本一宏はこれを「推古と馬子の認識」と見ている（倉本2015）。

五条野丸山古墳を蘇我稲目の墓とする説（斎藤1966・小澤2023）があるが、その場合、稲目が大王陵をしのぐ規模の墳墓を造営したことになる。稲目は欽明の治世初期から大臣に任じられ、堅塩媛と小姉君を欽明のキサキとし、堅塩媛は橘豊日大兄王子（後の用明）、額田部王女（後の推古）、小姉君は泊瀬部王子（後の崇峻）を生むが、いずれも稲目の生前には即位しておらず、稲目は大王の

外戚の地位は獲得していなかった⁴⁸。つまり、稲目はまだ万全の権力を手に入れてはおらず、大王陵をしのぐ規模の墳墓を造営したとは考えがたい（倉本2015）。蘇我氏所生の王子が大王に即位するのは、馬子が大官の時の用明に始まり、崇峻・推古と続いて外戚の地位を手に入れ権力を確立するに至ったが⁴⁹、馬子の時期の絶大な権力をそのまま稲目の時期まで遡らせることはできない。

『日本書紀』における蘇我氏の専横に関する記事は、馬子による崇峻の殺害、馬子による葛城郡の要求、蝦夷による祖廟の建設と「八佾の舞」挙行、蝦夷・入鹿による国中の民を徴発しての寿墓の造営と「陵」の呼称、蝦夷・入鹿による甘檜丘邸第の建設と「宮門」の呼称、入鹿らによる上宮王家の討滅などがある⁵⁰。稲目が大王陵を凌ぐ巨大な墓を築いていれば、蘇我氏の横暴を非難する文脈で非難されていても良さそうだが、そのような記述はない。

また、五条野丸山古墳を蘇我稲目の墓とする説では、その地が蘇我系陵墓域に当たり、大王と言えども蘇我氏領域には墓を造ることができなかったとする（小澤2023）⁵¹。しかし、蘇我氏の領域はいきなり一円的・面的に形成されたわけではなく、稲目・馬子・蝦夷・入鹿と順次拡大していったとみる方が良い⁵²。稲目の時期に五条野丸山古墳の場所がすでに蘇我氏領域であったとみるよりは⁵³、大王家の外戚化、大王家とのミウチ化を目指していた蘇我氏が、稲目の拠点近くに欽明陵を築かせ、その後、欽明陵の東側の丘陵地にも次々と拠点を設け、欽明の墓を取り込んで蘇我氏の拠点群が形成されて、大王家を名実共に囲い込んでいったとみるべきであろう。

推古28年（620）には、「檜前陵」に砂礫を葺き、域外に山を造ったとあり、これらの特徴が五条野丸山古墳には該当せず梅山古墳が該当することから、「檜前陵」＝梅山古墳＝欽明陵とする説がある（和田2005、小澤2023、増田2005）。しかし欽明陵を五条野丸山古墳とする場合、当然ながら「檜前陵」＝梅山古墳は欽明以外の人物の墓になる⁵⁴。

◎ 敏達陵を巡る諸問題

敏達は敏達14年（585）に死去し、その6年後に母后・石姫の磯長陵に追葬された。陵は太子西山古墳が治定されており、治定を認める説が多い⁵⁵。『延喜式』諸陵寮の記載（1墳2陵）から、前方部と後円部の別埋葬とする説がある（石田2019）。太子西山古墳は河内飛鳥・磯長

に出現した最初の大王陵であるが、以下の①～③が問題となる。

①敏達が磯長に葬られた理由。

②敏達の死去（585年）から磯長陵に追葬（591年）されるまで時間がかかった理由。

③敏達の死去から磯長陵に追葬されるまでに陵墓の造営はなされたのか、

①敏達がなぜ磯長に葬られたのかという点について。

この問題はさらに、①A 磯長とはいかなる場所であるか、①B 石姫の墓がなぜ磯長にあり、①C 敏達はなぜ石姫墓に合葬されたのか、に分けて考える必要がある。

①A 磯長とはいかなる場所であるか

磯長を含む河内の石川郡が蘇我氏の興った場所とする説もあるが、乙巳の変の後に蘇我氏の氏上を継承した蘇我倉氏（後の石川氏）が、石川郡を地盤とし、蘇我氏全体の氏族系譜を作り上げたため、あたかも蘇我氏が河内の石川から起こったようにみえるだけであり、大和盆地内の本拠地から飛鳥地方と河内の石川地方に進出したとする説（倉本2015）が妥当であろう。倉本は、進出の時期を馬子の子・倉麻呂の代とみている⁵⁶。しかし、敏達の磯長への埋葬や⁵⁷、初葬地が大和盆地内であった用明の磯長への改葬については、倉麻呂の活躍期より古いから、大和から河内に至る要衝を抑えるための馬子による動きとみるべきで、倉麻呂成人後に倉麻呂に磯長を抑えさせたとみるべきであろう。その後の厩戸王子の埋葬や、推古の大和からの改葬は、蘇我倉氏による磯長の確保を顕示する作用を持ち、蘇我倉氏による誘致の面もあったであろう。本宗家による氏上継承が確立してくると、蘇我倉氏をはじめとする河内を根拠地とする蘇我氏同族が、本宗家とは独立した立場を取ることが多くなるが（倉本2015）、推古の改葬はそうした動向との連関も考えるべきであろう。

白石太一郎は、5世紀に大王墓が設けられた古市古墳群・百舌鳥古墳群を含む大阪平野南部地域が、大王家の本拠地であり（白石1999）、それに加えて、磯長が蘇我系大王墓の造営地のみならず、「河内王家」の本拠地でもあったとみなしている（白石2005）。また、6世紀になると、葛城氏・大伴氏・蘇我氏など時の大王を支える有力豪族の本拠地に大王墓が造営されるようになるが、4世紀末葉以来6世紀中葉頃まで代々の大王墓が営まれた河内南部の古市古墳群とその周辺は、大王の墓が営まれ

るべき地として意識されていたとする（白石2005）。しかし、宣化以降の大王の中で、大和盆地南部以外の地に陵が有るのは、敏達・用明・推古だけであるから、磯長谷が5世紀以来大王陵の地であったとは言えないだろうし、もともと大王家の墓域であったから用明・推古の陵が造られたわけでもなかろう。

①B 石姫の墓がなぜ磯長谷にあるのか。

石姫は蘇我氏との血縁関係を持たない王族であり、父・宣化の墓は大和・身狭に、伯父安閑の墓は古市にある。では石姫の墓はなぜ磯長に道営されたのであろうか。

白石太一郎は、磯長谷がもともと「河内王家」の墓域に含まれていたとしたうえで（白石2016）、欽明妃の石姫王女の墓の造営に際しては、王統を護るべき役割を担った妃として、大王やその一族の霊の眠るべき土地である古市やその周辺の南河内に葬るべきとの特別の意識が存在したと推定する（白石2005）。その場合にも、古市古墳群の中ではなく、なぜ磯長なのかという問題が残る⁵⁸。

他方、高橋照彦は、父母が大王家出身である石姫墓としては古市古墳群周辺がふさわしいにもかかわらず、新たに磯長で造営が開始された点から、大王陵の伝統的所在地である古市古墳群内や、石姫の父である宣化の陵が築かれた大和の身狭地域付近での築造が意図的に避けられたとみた。蘇我氏の思惑・目論見としては、欽明の妃のうち蘇我氏出身で推古・用明の母である堅塩媛を格上げし、非蘇我氏である石姫の欽明との合葬や欽明陵近辺での埋葬を回避したいとの狙いがあったとした（高橋2007）。その場合でも、なぜ磯長なのかという問題が残る。高橋は、石川流域に拠点を有した蘇我氏氏族との関係により磯長に墓が配されることになったとする。しかし、石姫が死去したのは、蘇我氏と物部氏の主導権争いが激化していた時期⁵⁹、つまり馬子による大和から河内に至る要衝を抑える動きが生じていた時期であることを勘案すれば、蘇我氏（馬子）が石姫の墓を磯長に設け、敏達との関係、および敏達政権内での立場を良くするとともに、磯長の確保を確実にすることを狙っていたからと考えるべきではないか。

①C なぜ敏達は石姫墓に追葬されたのか。

敏達は欽明の王子のうち、宣化の娘である石姫王女を母とする非蘇我系であるから、敏達を石姫の墓に追葬することは、血脈を明示することにはなるが、実行者は蘇我氏と思われる⁶⁰。その後、初葬で磐余池上陵（谷首古

墳か)に葬られた用明が、推古元年(593)に河内磯長陵(春日山古墳)に改葬され、推古も初葬の大野丘上陵(植山古墳)から、後に科長大陵(山田高塚古墳)に改葬された。結果的に、欽明の子世代の陵は、殺害された崇峻を除いて磯長に集合することになった。蘇我本宗家の氏上の墓は終始飛鳥付近にあるが、蘇我系大王の墓は磯長に置かれたことになる。推古在位中に死去した厩戸王子の墓も磯長にある。このような用明・厩戸・推古の磯長谷埋葬から見ると、敏達の石姫墓への合葬は、非蘇我系血脈の強調ではなく、むしろ逆に、非蘇我系王族と蘇我系王族との融合、前者の後者への取り込みを意図したとみた方が良からう。そして、取り込みからの離脱を明確に志向するのが、舒明・天智である。舒明以降、非蘇我系大王が続く、難波宮で死去した孝徳を除けば陵が磯長に設けられる事はなくなった。

②敏達の死去(585年)から磯長陵に追葬(591年)されるまで時間がかかった理由

敏達死後、次の大王となった用明の治世は2年と短く、その間、敏達期以来の蘇我馬子と物部守屋の主導権争いが激化し、用明が病悩すると次期大王位を巡る抗争も激化した。敏達の葬儀を執行する余裕もなかったと推測される。穴穂部王子と物部守屋が滅ぼされた後に即位した崇峻は、そもそもは大臣馬子・前太后豊御食炊屋姫を含む群臣の推戴を受けたが、后妃問題・宗教政策・地方支配・対外戦争といった諸問題により大臣・前太后や支配者層との対立を引き起こしていた(倉本2015)。これも敏達の葬儀が遅れた事情であろう。

③敏達の死去から磯長陵に追葬されるまでに陵墓の造営はなされたのか

高橋照彦は、『日本書紀』にある「檜前陵」が、欽明陵である「檜前大陵」とは別の墓で、梅山古墳に当たり、敏達の陵として造営されたと推定する(高橋2005・2012)。高橋は、「檜前陵」を梅山古墳とする根拠として、『延喜諸陵寮式』では皇極天皇の母親である吉備姫王(皇極2年(643)没)の「檜前墓」が「檜前陵」の域内にあったとされ、この「檜前墓」が梅山古墳の東側の金塚古墳に当たると考えられる事を挙げる⁶¹。

「檜前陵」=梅山古墳の被葬者については、欽明説(小澤2014)、蘇我稲目説(白石2009・2016)、堅塩媛説(増田1991)などがあるが、高橋照彦は敏達の未完成陵とする(高橋2012)。高橋は檜前陵(梅山古墳)の被葬者を

絞り込むにあたって、北康宏が『延喜諸陵寮式』中に見出した「中大兄系譜資料」(北1996)に注目する。このリストは、北が「中大兄の血統を正当化するという政治的意図を持った系譜的資料」と呼ぶ非蘇我系血脈を明示するリストである。「檜前陵」の域内に、「中大兄系譜資料」に含まれる人物(吉備女王)の墓が存在することから、「檜前陵」の埋葬予定者は、非蘇我系に位置付けられる大王家の有力人物であり、蘇我稲目や堅塩媛の墓ではありえないとともに、蘇我稲目との結びつきが強い欽明の墓でもないとする。そこから高橋は、梅山古墳の造営年代である6世紀後半に亡くなり、陵と呼ばれる墓に葬られ、非蘇我系の人物としては、敏達以外には考え難いと結論付けた。そして、用明の改葬、堅塩媛の欽明陵への合葬に続く「推古の古墳整備計画」が、「順序としてもごく自然な流れ」とであると評価した。

この高橋説に対しては、「史料の証拠能力の限界を超えた仮説」「史料をまったくともなわない仮説」(白石2009)、「史料の裏付けを欠く想像にすぎない」(小澤2014)という批判があるが、「檜前陵」の埋葬予定者が中大兄に繋がる非蘇我系の有力王族であったとする推論自体は成り立つと考える。

ただし、高橋が触れていない問題、すなわち、③A敏達のための陵の築造は進んでいたが結局そこに敏達が埋葬されなかった理由、③B推古28年(620)に檜前陵を修築した理由、③C修築したにも関わらず敏達を磯長から帰葬しなかった理由、が検討を要する。

③A敏達のための陵の築造は進んでいたが結局そこに敏達が埋葬されなかった理由。

①で述べたように、用明の治世は2年と短かったが、死後即座に埋葬されており、初葬陵が谷首古墳とすれば(高橋2005)、横穴式石室をもつ方墳がすでに築かれていたことになる。

用明の次に即位した崇峻は、馬子によって暗殺されたが、即日埋葬されているから、陵はすでに用意されており、赤坂天王山古墳であれば、大規模な石室をもつ方墳が築かれていたことになる。

このように、通常、大王の生前から大規模な陵は築かれていたようであるから、敏達の陵も生前から造営を開始していたとみるべきであろう。石姫の墓への追葬が当初から予定されていたのであれば、高橋が述べるように、死後いつでも埋葬できたはずであるが、実際には死後6

年も経過した崇峻4年(591)に埋葬していることから、石姫墓への追葬は当初からの予定ではなかったとみられる。用明在位中には用明の病悩と次期大王位を巡る抗争の激化による遅延が考えられる。

梅山古墳＝敏達の未完成陵であった場合、檜前に築造されつつあった梅山古墳の造営を中断し、磯長の石姫墓に追葬したことは、その2年後の推古元年(593)に用明が河内磯長陵(春日向山古墳)に改葬された(初葬陵は磐余池上陵(谷首古墳か))点と併せて考えると、蘇我氏による磯長進出や、磯長を大王陵の地とする構想を背景とすると考えられる。

③B 推古28年に檜前陵を修築した理由

『日本書紀』によると、推古28年(620)には、「檜前陵」の上に砂礫を葺き、域外に土を積んで山を造り、その上に氏ごとに大柱を立てさせた、とあるが、この「檜前陵」を梅山古墳とする場合、空であるはずの梅山古墳で、このような儀礼が行われたことになるが、その事情はどう説明できるであろうか。

この修築について高橋照彦は、推古の夫であり、推古が天皇としての地位を得る上で存在が無視できない敏達の檜前陵を整備するのは理にかなうとし、推古が、同母兄・用明を改葬し、母・堅塩媛を父・欽明の陵に合葬したことに続いて檜前陵を整備していることから、「推古の古墳整備計画」と述べた(高橋2012)。その場合、檜前陵は未完成かつ空であったから、その時点で檜前陵の修築をした推古の意図が問題となる。

推古28年には、厩戸王子と蘇我馬子がともに議って「天皇記および国記、臣・連・伴造・国造・百八十部あわせて公民らの本記」が録された(『日本書紀』)。「天皇記」は天皇系譜、「国記」は宮廷伝承を中心とし、「本記」は中央豪族・地方豪族・豪族支配下の部民の記録であり、天皇から部民までの倭国の全階層の由来が記録された書物であったという(吉川2011)。推古十五年(607)の第二次遣隋使が倭国の歴史や神話を皇帝から聞かれても答えられなかったことを踏まえたものである(倉本2015)。大王家の歴史、王権の正当性に対する意識が顕在化してきたと言えよう。

「檜前陵」での儀礼には諸氏が参加しており、大王と王権を構成する中央豪族の結束を再確認・強化する意図があったのであろう。蘇我の血を引かぬ大王であった敏達の未完成陵を、蘇我系の推古の命により、石で荘厳して

王族の融和を図り、回りに柱を立てさせて高さ、すなわち王権への奉仕度を競わせたのであろうか⁶²。その王権は、蘇我氏がミウチ関係で大王家と結合した点に正当性を求めるものであった(倉本2015)。

しかし、裏を返せば、それだけ支配者集団の結束が危機的状況に瀕していたことの現れともみられる。王権に結集する諸氏の中で、蘇我氏への権力集中が進み圧倒的に優位となるほど、支配者集団の結束に揺らぎが生じていく。蘇我氏に仕えた倭漢氏が立てた柱が最高だったとあるのは偶然であろうか。

推古の長命の裏で、次の大王位をめぐる王族内の対立も生まれていた。大王位継承予定者であった厩戸王子は即位できぬまま晩年を迎えていたが、上宮王家は斑鳩に拠点を建設し、壬生部や全国各地の屯倉を有し、独立権力体を形成していた。他方で押坂王家は、押坂宮のほか、斑鳩の南方の広瀬にも拠点を設け、大規模な刑部を有して、政治的・経済的基盤を形成していた(吉川2011)。檜前陵での儀礼は、こうした王権中枢部内での危機的状況を背景にして、蘇我系と非蘇我系の融和を図る意図があったとみられる。修築を完成させたうえで、敏達を磯長から檜前陵へ改葬することまで計画されていたかは定かではないが、その可能性もあったとは考えられまいか。

この修築の1ないし2年後(『日本書紀』と『天寿国繡帳』銘で異なる)に死去した厩戸皇子の陵は磯長に設けられ、推古は遺詔によって当初は竹田王子墓(五条野丸山古墳の東の植山古墳)に葬られたが、後(時期不詳)に磯長谷に改葬されたから、蘇我系王族の磯長谷への埋葬方針はうかがわれるが、非蘇我系王族の埋葬地について、後に用いられるようになる檜前・真弓に集約する方針は未成立であっただろう。それが明確化するのには、非蘇我系王族が主導権を握った乙巳の変以降である。

③C 修築したにも関わらず敏達を磯長から帰葬しなかった理由は何か

石姫墓が古市古墳群内ではなく磯長に設けられた事情は、①Bで述べたように、蘇我氏(馬子)が敏達との関係、および敏達政権内での立場を良くするとともに、磯長の確保を確実にすることを狙っていたことにあるとみられる。また、敏達が石姫墓に追葬された事情は、①Cで述べたように、非蘇我系血脈の強調ではなく、むしろ非蘇我系王族と蘇我系王族との融合、前者の後者への取

り込みを意図したとみた方がよからう。「檜前陵」での儀礼も、蘇我氏の強力化によって亀裂が入った王権を構成する中央豪族の結束を再確認し強化する意図があったのであろう。この儀礼の時点で、推古・厩戸王子・蘇我馬子が揃って高齢で、次期大王の決定が権力核の重大案件となっていただろう。非蘇我系の田村王はすでに宝女王（皇極）との間に中大兄をもうけており、馬子の娘・法堤郎媛が古人大兄を生んでいたかは不明だが、蘇我氏としては非蘇我系王統の強力化は望んでおらず、敏達の子孫からの帰葬は憚られたとみられる。

◎ 用明陵

用明は磐余池上陵に葬られたが、推古元年（593）に河内磯長陵に改葬された。磐余池上陵は桜井市・谷首古墳とする説がある（高橋2005）。河内磯長陵は現在の治定陵である春日向山古墳である可能性が高い。用明は欽明と堅塩媛の皇子であり蘇我系である。河内磯長陵への改葬は、河内飛鳥へ蘇我系王陵を集める方針に基づくものであろう。

◎ 崇峻陵

崇峻は暗殺されて即日埋葬されたので、すでに墓が造営されていたはずであり、赤坂天王山古墳に当てる説が有力である。

◎ 推古陵

推古は遺詔によりで竹田皇子墓に葬られたが、後に河内の磯長谷に改葬された。初葬陵は「大野岡の上」にあるとされ、横穴式石室を2基有す橿原市・植山古墳であることが確認されている。改葬された陵は現在の治定陵である山田高塚古墳である可能性が高い⁶³。

◎ 舒明陵

舒明は先に述べたように、初葬時に滑谷岡に葬られたが、後に押坂陵（段ノ塚古墳）に改葬された。滑谷岡が規模・構造が劣る仮埋葬地であったとする説（重見2019）、岩屋山古墳を初葬陵とする説（小澤2017、岸本2019）、小山田古墳を初葬陵とする説があるが、小山田古墳については蘇我蝦夷墓の「大陵」とする説（小澤2017）に従う。段の塚古墳の石室に関する江戸時代の記録には石棺が二つあり、母の糠手姫王女との合葬説がある（大津2017）。糠手姫王女は天智3年（664）に死去したから、追葬は中大兄の判断に基づくだろう。

◎ 孝徳陵

孝徳は、皇極・中大兄・間人皇女らが飛鳥に去ったの

ち、譲位を考え山背の山崎に宮を造ろうとしたが難波宮で死去し、河内石川郡の大坂磯長陵に葬られた。

◎ 斉明陵を巡る問題

斉明は661年に筑紫の朝倉宮で死去したが、天智6年（667）に間人王女（天智4年（665）没）と「小市岡上陵」に合葬され、陵の前に大田王女が葬られたという。斉明陵については、死去から「小市岡上陵」に葬られるまでの間にどこに葬られたのか、「小市岡上陵」にどの古墳を当てるか、候補となる古墳の造営年代について説が対立している。各説を記しておく。

《牽牛子塚（巨石石槨）・天智6年（667）》 2009～2010年の牽牛子塚古墳の発掘調査によって、墳丘が八角形と判明し、隣接地に越塚御門古墳が発見されたことから、「小市岡上陵」が牽牛子塚古墳であり、大田王女墓が越塚御門古墳であることが確定的になったと言われることが多く、最も有力な説である。

《鬼の俎・雪隠古墳（斉明初葬陵）・斉明7（661）年→牽牛子塚（巨石石槨）・天智6年（667）》 牽牛子塚古墳を「小市岡上陵」としたうえで、斉明の初葬陵を鬼の俎・雪隠古墳とする説（西光2002、重見2020）もある。斉明が、8歳で夭逝した中大兄嫡子・建王（斉明4年没）について、自分の墓に合葬するように詔したため、建王墓（今来谷に設けられ、斉明陵の予定地だった）に斉明を合葬したのが鬼の俎・雪隠古墳であるとする。

《牽牛子塚（簡素施設）・天智6年以前→牽牛子塚（巨石石槨）・文武3年（699）》 牽牛子塚古墳が天智6年に斉明と間人が合葬された墓と断じるには、検討すべき点がある。天智6年に斉明と間人王女を合葬した際に、中大兄が群臣に「斉明天皇の遺命を聞いてからは、万民を憂え哀れむ気持ちから、石郭の役を起こさせなかった。」と述べているから、小市岡上陵が造営されても、当初は巨石を用いた横穴式石室や横口式石槨ではなかったとする説（和田2005）がある。また文武3年（699）に越智・山科の二山陵の修造が行われたが、和田萃は、この際に両陵に派遣された官人の冠位や構成から、修造事業は職に準じる規模の官人構成であり、修造工事がきわめて大規模で当初の規模を一変せしめるほどのものであり、埋葬施設にも改変が及んだと推測する（和田2005）。和田の推測が妥当であれば、凝灰岩の巨石をくり抜いて内部に2室を設けた横口式石槨の造営が、天智6年ではなく文武3年に下る可能性が生じる。

《斉明初葬陵＝岩屋山古墳・天智6年(667)→牽牛子塚(巨石石槨)・文武3年(699)》和田と同様に牽牛子塚古墳が文武朝に下るとしつつも、天智朝の斉明陵を岩屋山古墳とする説(今尾2005, 白石2011)がある。白石は岩屋山古墳に葺石・貼石がないことから、「石槨の役」を石室の造営ではなく、墳丘の石材による化粧と考えている⁶⁴。

《牽牛子塚(巨石石槨)・天智6年(677)→擁壁追加・文武3年説(699)》牽牛子塚の刳拔式石槨の外周に、わざわざ方形切石を擁壁状に巡らせる構造が特異である。これは石槨にひびが入っていて割れる危険性が生じたので、周囲を硬質石材の擁壁で囲い押さえ込んだ可能性が考えられる⁶⁵。その場合、石槨本体の構築が天智6年で、擁壁の設置といった大改修が文武3年と振り分けられる可能性がある。擁壁の年代観に関わらず石槨本体の年代を天智6年とする場合、天智の、「石槨の役は起こさせない」との発言とは齟齬が生じる。

《牽牛子塚(巨石石槨, 建王+斉明合葬)→牽牛子塚(巨石石槨, 建王+斉明+間人王女合葬)》牽牛子塚古墳はまず斉明と建王の合葬墓として造られたが、建王は今来谷から改葬され、のちに間人王女が追葬されたとする(西本2014)。

これら諸説のうち、いずれが妥当かは、石棺系横口式石槨・刳り抜き式石槨の編年・実年代の比定をどう考えるかに関わってくる。編年を行う諸説(猪熊1976, 広瀬1995, 白石2011, 重見2020)は、石造りの義道部の有無などを基準に編年しているが、鬼の雪隠・俎古墳、牽牛子塚古墳、越塚御門古墳など被葬者の推定が可能である古墳の実年代観を前提として編年を組み立てている事が多く、個々の古墳の位置づけについて、かなりの相違・逆転が生じる結果となっている。

ここでは、石槨を石材加工技術から編年した廣瀬寛の論を参照する(廣瀬2015)。廣瀬は、構築技術・石工技術を検討し、構築技術の合理性の有無を根拠に、刳拔式横口式石槨(和田晴吾のお亀石型・仏陀寺型・牽牛子塚型)を古く、組合式石槨(和田晴吾の塚穴山型・高松塚型)を新しく編年した。ただし牽牛子塚古墳の年代については検討の余地がある。

廣瀬は、牽牛子塚が、構築技術の合理化が進んだ組合式横口式石槨(7末～8初)より先行するので、「7世紀後半でも中頃に近い」とする。これは天智6年の造立を

念頭に置いているのであろう。ただし、牽牛子塚文武3年説の側からでも説明は可能である。

硬質石材から軟質石材への切り替えはある時点で急に変わるのではなく、並存期があるであろうし、廣瀬自身が言うように硬質石材用平滑化技術が軟質石材に応用されていくのであれば、技術も急に切り替わるわけではなかろう。廣瀬は「二上山凝灰岩の刳拔式横口式石槨と7世紀末～8世紀初頭にかけて盛行する同組合式横口式石槨とを比較すると、両者には加工技法において顕著な相違が認められず、基本的には同一の石工集団の産物と考えられる」と言っているから、刳拔式と組合式との間に年代差を認める根拠は「構築技術の合理化」にあって、合理化していないものから合理化したものへ変化する、という1点に絞られる。しかしキトラ古墳や高松塚古墳の被葬者は、高位者としても臣下の墓説が有力であるから、文武および背後にいる持続にとって、自分達の尊貴性、他の王族(天武の皇子達)からの超越性の根拠たる斉明(+間人+大田)の墓を「合理的」ではない復古的な技術(刳拔式)で壮大に造り直した(造り直す前の天智6年時点では簡素な造りだった)という説明も可能ではある。もちろん「牽牛子塚(巨石石槨)天智6年→擁壁追加, 文武3年説」の項で述べたように、刳拔式石槨部分は天智6年で、硬質の石英安山岩(寺山石)を使用する外周の擁壁のみ文武3年となる可能性もある⁶⁶。

◎ 天智陵

天智陵は八角形墳の御廟野古墳(京都市山科区)であることが確実とされているが、この天智陵が文武朝に藤原宮大極殿の真北となる位置に文武朝に造営されたとする説がある(藤堂1998)。これに対しては、確かに天智陵は藤原宮大極殿のほぼ真北に位置するが、造営方位に則った藤原京中軸線の北延長上や、下ツ道の北延長から東へ二里の位置からはずれるため、意図的に藤原京の真北や中軸線の延長線上に配置したのではなく、天智陵が藤原宮のほぼ真北に位置するのは偶然とする批判(小澤2009)がある。

◎ 天武・持統陵

天武陵(檜前大内陵)は八角形墳の野口王墓古墳であることが確実とされている。この陵が藤原京朱雀大路の南延長線上に位置することは岸俊男によって指摘され(岸1969)、追認されている(小澤2009)。

持統は天武陵に追葬されたが、追葬は敏達(生母・石姫

の磯長陵へ)、推古(竹田王子墓へ)に次ぐものであった。

◎ 文武陵

文武陵(檜前安古山陵)は八角形墳丘の中尾山古墳であることが確実とされている。

B. 非蘇我系大王陵の位置と大王墓造営域設定に関わる諸問題

以上の大王陵のうち、陵の比定に関して説が鋭く対立しているのが欽明陵・敏達陵である。筆者は、欽明陵を五条野丸山古墳、梅山古墳を敏達未完陵とする高橋照彦説を支持するが、その場合に生じる幾つかの問題点について、欽明から推古に至る時期の複雑な政治状況を勘案すればある程度説明可能であることも既述した通りである。

梅山古墳から野口王墓古墳に至る東西方向尾根の南斜面には4基の古墳が連なるが、その評価が問題となる。

高橋照彦は、梅山古墳を『延喜式』の檜前陵に比定するとともに、敏達の埋葬が予定されていたとし、吉備女王の「檜前墓」を梅山古墳の東のカナヅカ古墳に当てた。そして、「真弓岡」は、現在の檜前あたりから見ると、西から北東へと大きく弓状に連なる丘陵をなしており、そこには、草壁皇子の墓とみられる東明神古墳、岩屋山古墳、「檜前陵」(梅山古墳)、「檜前墓」(カナヅカ古墳)、鬼の俎・雪隠古墳、天武・持統陵古墳があると述べている。高橋は『延喜式』にみえる「中大兄系譜資料」(非蘇我系の血脈を示すリスト)にある「檜前陵」「檜前墓」があることに注目したうえで、梅山古墳を取り巻くように、敏達系の斉明(牽牛子塚)、天武・持統(野口王墓古墳)、文武(中尾山古墳)が築かれていることに注目した(高橋2012)。

重見泰は、梅山古墳＝檜前陵＝敏達陵とする高橋説を受けて、金塚古墳＝檜前墓＝吉備女王墓とし、皇極が吉備女王墓を敏達陵のそばに作ったのは、立場が磐石ではない皇極が、自身の皇統を正当化するためとした(重見2020)。また、梅山古墳を軸とする陵墓域は、皇極が創り、自身及びその皇統を正当化し、自身に続く系譜が皇位継承する基盤を固めるためであったとした。さらに、天武・持統陵がその延長線上に築造されたのはその空間的特性があったからとし、金塚古墳と天武・持統陵の間の鬼の俎・雪隠古墳を斉明の初葬陵(建王との合葬)とする西光慎治の説(西光2002)を支持した。

他方、西光慎治は、梅山古墳を欽明陵とし、その東に、

吉備女王(カナヅカ古墳)、斉明+建王(鬼の俎・雪隠古墳)、天武・持統(野口王墓古墳)の陵が並ぶことを、「飛鳥の皇統譜」を表すとし、斉明を中心とする母系の人びとの墓域とみた(西光2002)。辰巳俊輔は、梅山古墳について、推古朝に葺石を施し域外に山を造り大柱を立て、斉明朝には南方を開発・整備していることから、「飛鳥時代の始祖王墓」であり、被葬者欽明を始祖王として先祖祭祀の対象とし、天皇の隔絶化を図る事業に利用したと評価した(辰巳2016)。

高橋・重見説、西光・辰巳説ともに、梅山古墳から野口王墓古墳に至る古墳群に、ある王統の表示・顕彰機能を認めているが、梅山古墳を欽明陵とするか敏達未完陵とするかで異なり、意義や歴史的評価が異なってくる。たしかに欽明は7世紀の歴代大王の先祖ではあるが、蘇我系嫡流と非蘇我系嫡流の双方を創出し、以後、乙巳の変に至るまで、大王位継承が両者の対立を基調としていたから、非蘇我系王統にとっては必ずしも欽明が始祖として尊重されるべき存在ではなくなる。

皇極以降の大王の造墓事情を再度確認しておこう。舒明死後の宝女王(皇極)の即位は、有力な大王位継承候補者として山背大兄王・中大兄王子・古人大兄王子がおり、上宮王家・押坂王家・蘇我本宗家の大王位継承紛争が予想されたがための事態の先送り(吉川2011)、そして舒明と同世代の山背大兄王が残る中での世代交代による紛争を避けるためのぎりぎりの選択(倉本2009・2015)であった。

皇極は即位後すぐに、舒明が造営していた百済宮から飛鳥に王宮(飛鳥板蓋宮)を戻し蘇我氏に配慮しており(倉本2015)、ほとんど蘇我氏の傀儡(吉川2011)であったとの評価もある。しかし蘇我氏から距離を取った動きもしている。

皇極朝には蘇我氏の専横記事が目立つ。それらは必ずしも蘇我氏の専横を示すと考えなくても良いようであるが(倉本2015)、上宮王家が討滅されると、古人大兄王子を擁する蘇我系王統と中大兄王子を擁する非蘇我系王統との大王位継承争いが不可避となった。舒明の滑谷岡への埋葬、押坂陵への改葬、吉備女王の檀弓岡への埋葬は、蘇我入鹿らによる上宮王家討滅に先立つ在位初期に行われた。舒明を当初滑谷岡に埋葬したが、「押坂王家」の本拠地に移葬しているので、皇極は、舒明同様に非蘇我系王統＝「押坂王家」の一員として、必ずしも蘇我氏

のみに依存しないという自己認識を維持していたと言える。

この点から、梅山古墳＝「檜前陵」を敏達天皇の未完陵とし、その兆域内に吉備女王の「檜前墓」が設けられたとする高橋照彦説・重見泰説が妥当であろう。「檜前墓」が金塚古墳であるのか岩屋山古墳であるのか、舒明初葬陵が岩屋山古墳であるのか金塚古墳であるのか、斉明初葬陵が鬼の俎・雪隠古墳であるのか、などの点は問題として残るが、「檜前陵」を中心として敏達系王統の大王墓造営域を設け、その北側に広がる蘇我氏の勢力域とは一線を画そうとしたと考えられよう⁶⁷。

重見は、皇極の意図について、立場が磐石ではない皇極自身及びその皇統を正当化し、自身に続く系譜が皇位継承する基盤を固めるためであったとした（重見2020）。これが認められるとしても、乙巳の変後の古人大兄王子の討滅で蘇我系王統が滅亡し、6世紀以来の大王位継承が非蘇我系王統の全面勝利で最終的に決着して以降、大王位継承が非蘇我系王統に限定されるようになった（倉本2009）のを機に、王陵域設定の目的が変わっていくと考えるべきである。

重見は、斉明の重祚についても、有力な皇位継承者として有馬王子がいたことに加え、中大兄が孝徳の意に反した倭京遷都を強行し、孝徳朝の政治理念を否定したため、斉明と中大兄が皇統の正当性を示す必要があったからとした（重見2020）。たしかに中大兄は斉明即位後に有馬を抹殺したが、有馬自身は非蘇我系王統庶流の孝徳の王子にすぎないため、本来大王位継承権を有すはずではなく、支配者層も中大兄の下に結集しており、孝徳の死によって中大兄は完全に主導権を握ったから、斉明の重祚は、中大兄が大王位につかぬままフリーハンドで東アジア国際情勢に対処するためとみられる（倉本2009）。したがって、斉明・中大兄が皇統の正当性をわざわざ示すというよりは、王家の宗主・斉明を前面に立て中大兄が専権をふるうためであったと考えるべきだろう。

斉明は中大兄によって間人王女と合葬され、大田王女も陵前に葬られた。中大兄が白村江での敗戦後で国土防衛に尽力している時期で、近江遷都の直前であるが、斉明が皇極時代に設けた吉備女王墓・舒明初葬陵、斉明時代に設けた建王墓（鬼の俎・雪隠古墳か）の場所とはかなり離れた「越智」にあり、紀路から見上げるような場所に斉明・間人の合葬墓（牽牛子塚古墳）を造り、高句

麗・百濟・新羅の使人に大路から哀悼を捧げさせたから、斉明の権威を超越化することを図ったと言える。

天智陵（御廟山古墳）の造営時期は定かではない。藤堂かほるは、壬申の乱の影響で天智陵が未完成に終わっていたため、文武が藤原京中軸線の真北（天極）に「営造」し「律令国家の初代天皇」として位置づけようとしたとする（藤堂1998）。先述の通りこの位置論には批判があり偶然の結果と見られるが（小澤2009・2016、吉川2011）、藤堂が文武3年の越智陵（斉明陵）・山科陵（天智陵）の「営造」は、律令国家の新秩序形成にかかわる事業であり、特に天智がこの時にあらためて国家祭祀の対象に組み入れられたとし、天智に対する国家的顕彰行事であったと評価した点は重要である⁶⁸。「営造」が新造でなく改修であれば、文武3年に斉明陵とともに改修されたことになり、持統・文武による天智の顕彰、および斉明－天智－持統－草壁－珂瑠王と続く皇統の尊貴性・優越性を高めようとした動向として評価できよう。

天武陵（野口王墓古墳）は草壁が造営を進め、新益京朱雀大路の南延長線上に位置する⁶⁹。天武朝における一連の天皇の権威付け、天皇即神思想の醸成による天皇の超越化（大隅2001）と繋がる施策であろう。

持統は天武と合葬されたが、単に天武の皇后であったから、という単純な理由ではなさそうだ。持統の即位は珂瑠王を即位させるとともに、生存する天武の皇子達でなく、持統を軸とした皇統（珂瑠王と持統の妹たち）に皇位継承の重心を移すための策であった（倉本2009）。天武陵が持つ象徴的意味を引き継ぎ、持統を超越化する必要が文武にはあったのである⁷⁰。

文武の父、草壁の墓は東明神古墳の可能性が高く、「越智崗」の斉明陵の南方にある「真弓丘」に設けられた。紀路から望見できるような場所であり、斉明と持統の血を引き天皇に即位すべきであった草壁の超越化を意図し、斉明陵と似た立地の場所に陵を設けたのであろう。

天武陵は中尾山古墳とみてよい。新益京朱雀大路の南延長線上から西に173mずれるが（小澤2016）、新益京南方の丘陵地の中でも中軸線に近い場所が天皇の陵域と定められたのであろう。実際には平城遷都によって元明以降の天皇は平城京北方の丘陵地に陵を設けるようになったが、遷都後でも新益京南方に高位貴族墓として高松塚古墳⁷¹が造られたのはその名残であろう。

C. 6～7世紀大王墓における改葬・追葬・同葬の事情

冒頭に述べたように、大王家内部による自律的な王位継承ができるようになる天智以前には、大王位の行方は、大王や王位継承有資格者と、諸豪族内の特定勢力との結びつきの離合集散関係によって左右され、群臣の会議や推戴を経る必要があった。王墓を営む場所についても、そのような関係が効いていたはずであり、6～7世紀の大王墓・王族墓にみられる改葬・追葬・同葬についても、そうした事情を検討する必要がある。

継体と尾張連草香の娘・日子媛の間に生まれた安閑・宣化は、母が地方豪族の出であるため、王権継承の正当性を配偶者の血縁で確保すべく、安閑は手白香の異母姉妹の春日谷山田王女、宣化は手白香の同母姉妹の橘仲王女と婚姻した。安閑が春日山田王女、宣化が橘仲王女の墓に合葬されたのはそうした事情の可能性がある。

欽明陵へ、宣化の娘の石姫王女でなく、堅塩媛が追葬されたのは、倭王権の正当性を、蘇我氏と欽明とのミウチ的結合に求めるという推古と馬子の認識を、象徴的・可視的・大規模に示すものであり（倉本2015）、堅塩媛は推古・用明の2大王の母であり蘇我氏の繁栄をもたらした人物として厳かに顕彰されたのであろう。

敏達が磯長の石姫墓に合葬された事情は複雑だ。敏達は欽明の王子のうち、宣化の娘である石姫王女を母とする非蘇我系であるから、敏達を石姫の墓に合葬することは、非蘇我系の血脈を明示することにはなる。しかし、合葬の時期は崇峻4年、実行者は蘇我氏であろうから、その後の、用明・厩戸・推古の磯長谷への埋葬と合わせ考えると、敏達の石姫墓への合葬は、非蘇我系血脈の強調ではなく、むしろ非蘇我系王族と蘇我系王族との融合、前者の后者への取り込みを意図した策と見た方がよからう。

推古は遺詔に基づき竹田王子墓（植山古墳）に葬られた後に、河内の磯長谷に改葬された。大和から河内に至る要衝たる磯長を抑え、蘇我系大王陵を磯長に集める蘇我氏の策に基づくものであろう。

舒明は当初「滑谷岡」に埋葬されたが、1年後に「押坂王家」の本拠地たる押坂に改葬され、天智朝に母の田村王女が追葬されたとみられる。皇極や中大兄の王統意識に基づくものであろう⁷²。

斉明は当初は詔に基づき建王と合葬されたとみられるが、間人王女の死後に、「越智」に改葬され間人と合葬された。斉明が皇極時代に設けた吉備姫王墓・舒明初葬陵、

斉明時代に設けた建王墓（鬼の俎・雪隠古墳か）の場所とはやや離れた「越智」に斉明・間人の合葬墓が造られたのは、中大兄による斉明の権威の超越化を図る意図に基づくだろう⁷³。

大王と妃の葬送に関しては、複数のキサキがいる中で、どのキサキをいつ・どこに埋葬するかという点は、その時々葬儀を主宰した現大王と前大王との関係、現大王と権力核を構成する有力氏族との関係などが関わっている。王統の確認・正統化・強化などの政治的意図が背景にある場合が多い。

こうして見ると、王族墓における追葬・改葬・同葬には、単なる親族関係の背後にある複雑な事情が関わっており、血縁関係・親族関係の直截的な表現ではない。これは、古墳時代における親族構造研究の検証に6・7世紀の大王墓の事例を用いる際に注意を要する点であるが、この問題については稿を改めたい。

本稿によって、文武大嘗宮の位置論を展開するための前提を整えることができた。文武即位に先立つ7世紀の大王家の王統の形成過程を辿り、文武の即位を強行した持統の皇位継承構想と皇統観、文武即位の歴史的評価などを確認した。また、安閑から文武に至る歴代大王墓について、造営場所、改葬・追葬の有無などの基礎的情報を整理し、それらの背後に、王統の確認・正統化・強化などの政治的意図があることを確認した。次の稿では、藤原宮朝堂院における文武大嘗宮の位置を、既調査地の検出遺構の詳細な検討によって推定し、その背後にある持統の皇統観を描き出すことにしたい。

追記

「3.」では大王陵の前方後円墳から方墳への墳形変化には触れなかった。この問題については高橋照彦が諸説を整理し論点を纏めており、前方後円墳の終焉の推進者を、蘇我系王統の大王や王族、さらに蘇我氏と同調する大夫層などの諸豪族としている（高橋2024）。用明～文武までの時期の大王・王族の墓のうち、蘇我系は方墳、非蘇我系は円墳ないし八角形墳という傾向があるのは確かである。ただし、蘇我系の厩戸王子墓を叡福寺古墳とすれば円墳である。非蘇我系王族でも、押坂彦人大兄王子の子・茅渟王の墓説（塚口1990）がある平野塚山古墳、

茅渟王の妻・吉備女王の墓説（西光2000）があるカナヅカ古墳、斉明初葬陵説（西光2002）がある鬼の俎・雪隠古墳はいずれも方墳と推定されている。厩戸王子墓が叡福寺古墳であるのか、平野塚穴山古墳、カナヅカ古墳、鬼の俎・雪隠古墳が方墳であるのかについては、さらなる検討を要するだろう。なお、茅渟王の墓を平野2号墳と見る場合には円墳である。

謝辞

本稿を草するにあたり、辻田淳一郎氏、小田裕樹氏には様々なご教示を賜った。末筆ながら、深甚の謝意を表します。なお、文章の校閲と挿図作成に岩永玲の助力を得た。（2024年11月27日稿了、12月22日改稿）

注

- 岡田精司の1992年論文では大嘗祭聖婚説を唱えたと他研究者から捉えられている。たしかに大嘗宮に置かれた二組の寝具を天皇・中宮の寝具と捉え、『新儀式』逸文の「天皇御之者」から天皇が実際に寝具に伏したとしている。ただし、「天皇はこの衾・辱に臥すことにより降臨した神と一体となり、神の資格において神饌を口にし、更に聖婚儀礼を行う形式のものであった」と述べるのを、実際に中宮と聖婚儀礼を行なったと読み取れるのかは、やや不鮮明である。1970年論文では、悠紀殿・主基殿内の衾は、かつて采女との神婚が行われた「衾の遺物」であり、大化前代の新嘗の祭場における性的儀礼の「痕跡」と述べ、大化前代の「ニイナメ＝オスクニ儀礼」で行われていた天皇と采女との神婚が大嘗祭では見られなくなったと述べていたから、1992年論文でも、大嘗祭には聖婚儀礼の「形式」のみが残っているにすぎないと暗示していると読み取るべきかもしれない。
- 岡田精司は大嘗祭を確実に反映した神話は存在しないとしたが、松前健が指摘した海神宮訪問神話と大嘗祭との対応（松前1970）を認めつつも、大嘗祭を王位就任儀礼としたために、海神宮訪問神話に王位就任の要素が見られないことから、同神話が大嘗祭の祭儀神話ではないと断じた（岡田1983）。しかし大嘗祭を王位就任に伴う儀礼ではあっても、王位就任そのものに必須の儀礼ではないとみなせば、海神宮訪問神話を大嘗祭の祭儀神話と見なすことはできよう。
- 大津透も、『貞観講書私記』に、大嘗祭について、天皇が新穀を食し、その神宴を神々にも供する祭りであると明快に論じている点に注目している（大津1999）。
- そのほかにも、大化前代の「ニイナメ＝オスクニ儀礼」では、地方首長から人質として貢進された采女による御酒・御饌の供進、天皇と采女との神婚、寿歌の奏上が行われたと推定した。天皇と采女との神婚説（岡田精1970）は、大嘗祭における天皇と中宮の「聖婚儀礼」説（岡田精1992）に展開し、と言える可能性はあるが、注1に記したように、大嘗祭における聖婚は「形式」のみと読み取れる余地がある。いずれにせよ、岡田精司説の要点は聖婚説ではなく服属儀礼説と捉えるべきであろう。
- 小倉滋司は、養老令で両者を「大嘗」とする点について、律令制定時には法制上、同一の祭儀とみなしたが、『日本書紀』天武・持統紀や『続日本紀』では大嘗祭と新嘗祭は区別されているので、両者の区別が養老令以後に生じたわけではないとする（小倉2011）。
- 元正の東国行幸を倉林正次は「新嘗の旅」とみなし、天皇を新嘗祭に来訪するまればと神に準えている（倉林1971）。倉林は、大嘗祭を折口説と同様に、「すめみまの中」に「天皇霊をおいれる」儀とみているから、大嘗祭後の元正の行幸を神の来訪と捉えたのだろうが、折口説を採らない場合、その点には注意を要する。
- 大化前代の新嘗祭に悠紀・主基の卜定を伴っていたのかどうかであるが、単なる収穫祭の場合でも、どこの新穀を用いるか卜定するのはあり得るだろうが、悠紀国・主基国を定め国司に奉仕させるのは国家祭祀になってからであろう。
- 天皇親祭の場合は内裏、そうでない場合は神祇官と言った可能性はあろう。平城宮では奈良時代後半の神祇官が判明しているが（奈文研1993・1997）、個々の建物の使用法は不明である。
- 班幣は畿外（四方国）より奉られたミツキの荷前（初穂）を神々に貢上することによる祭祀の実施で、地方豪族層の服属の確認と祭祀権の掌握（在地首長の祭祀の統括）を象徴的に意味すると評価されている（大津1999）。天皇即位時と毎年の祈年祭における班幣祭祀は、旧来の国造の服属儀礼を継承し、それを、全国を対象に統一的に形式化した新しい祭祀であり、天皇による祭祀権の掌握を象徴しており、即位や祈年祭での班幣で地方の神々を服属させたことに、天皇による全国支配の根拠があったと評価されている（大津1999）。
- 大津透は律令国家による全国統一支配の成立に先立つ地方豪族の国造任命が、国造の祭祀権を形の上で召し上げて朝廷に服属させる儀礼であったとしたうえで、律令国家の全国統一支配の成立のためにはもう一段の飛躍が必要であり、それが班幣祭祀であったとする（大津2010）。
- 丸山裕美子は天皇がいかにして手に入れたか明示していないが、文脈から判断すると、『古事記』『日本書紀』という史書で天神に繋がる天皇系譜を神聖化し、国つ神に対する天皇の優位を描いたという事であろう。大津透も『古事記』の編纂や国史の編纂による神話にもとづく天皇支配の正当化」がなされた」と述べている（大津2010）。
- 大津透は、地方首長による食物の貢献が服属儀礼としての意味を持つとし、大極殿における元日朝賀と同時に地方の国庁で行われる朝拝後に、国司が郡司等の在地豪族が提供する食事を食するのは、服属儀礼としての「食国」であり、服属儀礼としての意味を含んで機能していたという（大津1999）。
- 崇峻大王の暗殺に先立ち、蘇我馬子は東国の調を進上すると偽って大王を出御させた。東国の国造が服属の証としてミ

- ツキを進上する儀式が、大王が出御すべき重要な国家的行事であったのは、国造が大王に対して服属するものであったからだという（大津2010）。
- 14 桓武以降もみてみると、桓武～宇多では、全てが畿内の西側・東側から1か所ずつ選んでいる。桓武（越前・備前）・平城（伊勢・備前）・嵯峨（三河・美作）・淳和（美濃・丹波）・仁明（近江・備中）・文徳（伊勢・播磨）・清和（三河・美作）・陽成（美濃・備中）・光孝（伊勢・備前）・宇多（近江・播磨）。西は備中以東、東は三河以西で、それより外部には及ばない。畿内の西側・東側から1か所ずつ選ぶのは光仁以降に定式化所以说えるので、天智系王統を意識する桓武が光仁の先例を踏襲し、平城以降の天皇は桓武の先例を踏襲したと言えよう。醍醐以降は孝明まで悠紀国は近江に固定し、円融以降は孝明まで主基国は丹波か備中に固定してしまう。
- 15 2024年の平城第658次調査で、平城京左京三条一坊二坪の土坑から聖武大嘗祭に関わる木簡が多数出土した。荷札付札のうち120点は、備中国と明記されるもののほか、郡名ないし郷名により備中国からもたらされた物品に付けられたものと推測され、備中国に由来する可能性がきわめて高い。しかも備中国の9郡すべてからもたらされた荷札が含まれる（山本2024）。悠紀国が備前、主基国が播磨であるのに、備中から物品（供神雑物）が調達された事情は検討を要す。『続日本紀』の記載が誤りで、悠紀国が備中であつたとする説もあるようだがいかなものか。
- 16 大津透は近江の地域的性格について、王権による植民開発の地であり、畿内豪族連合の外にある地方豪族が居住する畿外であるとする（大津1987）。近江は令制三関（鈴鹿・不破・愛媛）の内側に入ってしまうが、令制三関は天智朝に大津宮防衛のために設定され、それを遺制として律令制が引き継いだもので、畿内・畿外の境としては相坂の方が現実的とみている（大津1987）。
- 近江はあくまで畿外という事だが、伊賀・伊勢・近江は畿外の近国であるにもかかわらず、光仁以前には悠紀国・主基国になっていない。伊賀・伊勢・近江を避ける何らかの事情があつたのかもしれない。これら三国は、壬申の乱の時の大海人軍、および養老元年・二年の東国行幸時の元正、天平十二年の行幸時の聖武が通過した諸国であり、天武系王統の天皇が畿内に準じる国と認識したのかもしれない。平安時代になると、近江は仁明・宇多で選ばれ、醍醐以降は孝明まで悠紀国に固定されるようになる（52回）。近江は平安京に東接し、畿内政権の財政的基盤の役割があつたから（大津1987）、それが重視されるようになったのであろうか。ただし、大海人軍・元正・聖武の三者が通過した美濃（中国）は、文武・孝謙・称徳の大嘗祭で悠紀・主基になっており、伊賀・伊勢・近江とは扱いが異なる。不破関があり、畿外でも王権への服属がとくに重視された国であるからだろう。称徳が美濃・越前を選んだのは「朝廷の護としての関の国」との評価があつたようだ（北山1969）。
- 17 平安時代になると、「中国」の美作は嵯峨・清和で選ばれた。備中は仁明・陽成・村上で選ばれ、円融以降は孝明まで、備中（18回）か丹波（30回）が主基国に固定されるようにな

- る。近江・丹波は平安京がある山城の隣国で物資・人員の調達がし易いのが選定の理由であろうが、備中（中国）選出の事情は何であらうか。
- 18 畿外からの役民の徴発に際しては、近国→中国→遠国という順番があつたようだ（丁匠赴役条についての『古記』注）。次期が下るが、飢饉などの際に播磨から淡路へ（神護景雲元年、延暦18年、）、播磨から和泉へ（元慶2年）、播磨・備前から摂津へ（元慶2年）穀物が運ばれたほか、小治田宮に播磨・備中・讃岐から穀を運んだ（天平宝字4年）例があり、大津透は播磨の財政的位置づけを示すとみる（大津1987）。播磨以外でも悠紀国・主基国に選ばれた諸国は王権からの財政的評価があつたと思われる。逆に、そのような評価から漏れた諸国は選定されなかったようで、近国の紀伊・伊賀・若狭・丹後が一貫して選ばれないのはそのせいであらうか。また讃岐・阿波・淡路は海を隔て、動員に難がある点が効いているだろう。更に時期が下るが、応仁の乱後の公事停滞とりわけ大規模行事の停滞が生じ、後柏原天皇・後奈良天皇、正親町天皇は、即位礼は寺院や有力氏の資金援助で挙行できたものの、大嘗祭はできなかった。即位礼に比して大嘗祭は、資材の調達や人員の動員が大規模で、多大な費用を要したからで、古代においても事情は同様であつたであらう。
- 19 もっともこの王家の人物も、蘇我氏と緊密な婚姻関係を結んでいたから、舒明以降に蘇我系の大王が即位しなかったものの、蘇我氏は王権のミウチ氏族として王族の尊貴性を保証する重要な位置を占めた。
- 20 その原因は、舒明が造営した百済大寺を起源とする大安寺系の縁起が『日本書紀』の原史料として採用されなかったことによるという（倉本2015）。
- 21 法隆寺では、金堂と塔を囲む回廊の北外に講堂を置く。百済大寺では北面回廊と講堂が未検出であるが、同様の配置であつたと推定する。
- 22 『延喜諸陵寮式』の墓歴名には、「大伴皇女」と記されるが、北康宏は、原史料では「大倭皇女」であり、転写過程で「大伴皇女」に誤写されたとみている（北1996）。
- 23 押坂王家は押坂の根拠地以外に、大和西部の広瀬に副拠点を設けて産業開発と交通掌握をはかるとともに、巨大な部民集団「刑部」保有し政治的・経済的基盤としていた（吉川2011b）。新納泉は、蘇我氏による政敵の排除が最も激しかった6世紀末から7世紀初頭に没し、たいして活躍もしていない押坂彦人大兄が、「天皇陵をはるかにしのぐ規模の兆域をもつ古墳を築造した」ことを疑問とする（新納2009）。しかし、押坂彦人大兄墓が巨大な兆域を有すること、押坂彦人大兄の実際の政治力はそもそも別個の問題である。中大兄の執政期に成立した中大兄の皇統を正当化するために作られた系譜的資料が、桓武朝に再発見され墓歴名に利用されたが（北1996）、その中で中大兄の父・母双方の祖である押坂彦人大兄が「皇祖」として特に評価され、成相墓（15町×20町）は、天智の山科陵（14町×14町）とともに天武の檜前大内陵（5×4町）などを遥かに凌ぐ広大な兆域が設けられたと考えられる。ただし押坂彦人大兄が、7世紀後半時点で王統の始祖的扱いをされていた明証はない。

- 24 この時点での大王位継承の主導権は葛城王子と中臣鎌子が握っていたが、葛城はまだ若すぎ、古人大兄が存在する中で世代交代が避けられた（倉本2009・2015）。
- 25 孝徳は阿部小足媛との間に有馬皇子がいたが、有馬に大王位継承権はなかった。しかし、中大兄は有馬の存在を許さず、蘇我赤兄に唆された有馬を抹殺した。
- 26 焼失した飛鳥板蓋宮跡地に後飛鳥岡本宮を造営した。その東方の丘陵には石垣を巡らせた特殊な施設を築き、飛鳥寺の北西側には漏刻（水落遺跡）や饗宴・儀礼のための大規模な施設（石神遺跡）を設けた。須弥山を象った石像を用いて仏教行事や夷狄の服属儀礼・饗宴を行うなど、王権の神聖化を図った。この時期には蝦夷居住域への侵攻を日本海沿いと太平洋沿いの双方で進め蝦夷に朝貢させることで、異民族を支配する「帝国」の体裁を整えようとした。
- 27 草壁皇子死去の時点で成人していた天武の皇子である高市・忍壁・磯城は碑母の所生で即位の可能性に乏しいが、未成人の皇子のうち舎人・長・弓削は生母が皇女で、成人すれば即位を主張できる立場となり、天武二世王にすぎない（父が即位していない）珂瑠王より血縁的に優位に立つ。彼らを飛び越えて珂瑠王を草壁の後継者にするには、珂瑠王が成人するまで彼らを掣肘する必要がある、自身が即位するしかなかった（倉本2009）。
- 28 天智の血を引くのは草壁のライバル大津皇子も同じであるが、天武死去の直後に無実の「謀反」で葬っていたから、その後は天智の血を引く天武の皇子は草壁のみとなった。
- 29 『続日本紀』大宝元年八月甲辰条に、「太政官処分」によって、志我山寺へは庚子年（文武四年）から三十年間食封を施入し、食封停止後は準じた物を施入すると決定された、とある。この食封施入の意味については、造営援助ではなく、天智の国忌齋会などの仏事法会費とする説がある（櫻井1996）。
- 30 この2陵の修造は、持統が、自己と文武の皇統の始祖として斉明・天智の顕彰を始めたと評価されている（倉本2009）。白石太一郎は、持統による天智陵の「修造」は、壬申の乱によって未完成であった天智陵を、持統が天皇陵にふさわしいものにしたと解し、立派に完成していたはずの斉明陵の「修造」は、天皇家の権威の確立のために、夫天武と父天智の母で直近の天皇であった祖母・斉明の陵を「修造」したと解した（白石2011）。
- 31 天智の国忌が、大宝2年より前、朱鳥2年（687）から崇福寺で始まっていたとする『公事根源』（一条兼良筆）の記述を受け、天武の崩後に持統が父である天智の国忌を定めとする速水房常の解釈を支持する説がある（櫻井1996）。
- 32 観世音寺の造営過程については、朱鳥元年（686）の封200戸の施入以前に主要伽藍が完成していたとする説（高倉1983）もあるが、所用の老司式軒瓦の年代観から主要堂塔の造営を持統朝と考える（岩永2009）。
- 33 天智以外に、持統の母方の祖父である蘇我山田石川麻呂の追善にも注力し、造営が中断していた山田寺の造営の再開にも注力した。持統の母である遠智娘の妹である姪娘の娘・安陪皇女は草壁皇子の妃であったから、遠智娘・姪娘の父である石川麻呂は尊重さるべき人物であった。
- 34 持統が確立した皇位継承構想と「王朝」と称すべき皇統も、文武が皇子を二人しか残さず25歳で死去したため、持統が皇位継承から遠ざけた蘇我系皇族や天武二世王に皇位継承の可能性が生じてきて、奈良時代を通じて危機に瀕することとなった。（倉本2009）
- 35 皇位継承予定者として一人だけの皇太子を定める制度は、飛鳥浄御原令で初めて成立した可能性が高いが、天皇の即位とほぼ同時に皇太子が定められ、原則としてその皇太子が即位するのが通例となってくるのは光仁朝以後のことで、それ以前には、皇太子が定められていない期間が多かったという（大隅2001）。大化前代に存在した、大王が群臣に推戴されるという手続きが大化改新以降変化し、王権が独自に王位継承を行うようになって行く。皇太子制度、天皇の生前譲位と、太上天皇となつての新天皇の後見は、皇位継承過程への群臣の介在の余地を排除し、王権が王位継承を独自に行う意志の表れであった。しかし、王権を支える貴族層全体でなく王権と癒着した藤原氏など一部の貴族勢力の利害と結合していたため、皇位をめぐる権力闘争が激化し、最終的には天武系皇統の中絶という皮肉な結果をもたらした。
- 36 持統10年（696）に高市皇子が死去した時点で生存した天武の皇子は7人で、このうち舎人皇子・長皇子・弓削皇子が天智の皇女の所生、穂積皇子が蘇我氏、新田部皇子が藤原氏の所生で、生母の地位が高かったが、新田部は未成人であったから、舎人・長・弓削・穂積の4人が即位の可能性を有していた（倉本2009）。
- 37 特に舎人皇子は、阿倍氏と天智の間に生まれた皇女と、天武との間に生まれ、すでに成人していたので、彼を差し置いて、天皇を父としていない天武二世王にすぎない珂瑠王に皇位を継承させることは、きわめて強引な措置であり、これほど大量の旧世代（天智の皇子・皇女も多く生存）を残しての世代交代は歴史上例のないことであった（倉本2009）。
- 38 藤原不比等と葛野王を協力者とし、皇嗣決定会議で、参加者の議論が紛糾したなかで、葛野王に兄弟相承を否定し嫡系父子継承を正当化する発言をさせ、反論を封じ込めた。
- 39 珂瑠王は、15歳で皇太子となったが、律令制に基づく最初の皇太子は、これまでの年齢の慣例や、執政経験とは無縁の地位となった。立太子のわずか5か月後に、皇太子としての経験もほとんど経ないまま、持統が譲位して天皇となった。（倉本2009）
- 40 持統の譲位に先立って、乙巳の変に伴う皇極の孝徳への譲位があるが、通常の譲位と異なり事実上の廃位と見る説があり（吉川2011）、皇極をのぞけば、譲位も持統が史上初となる。
- 41 文武も聖武もほとんど皇子を残せず、天武二世王たちが皇位継承権を持つ諸王となつてしまい、藤原氏の専権に反感を持つ他氏族によって、皇嗣として擁立する陰謀に担ぎ出された。しかしすべて失敗し、藤原氏の優位が揺るぐ事はなかった。
- 42 吉川真司は、天武の近江令改訂の理由の一つに、草壁の即位に備えて基本法典に手を入れて国制を整備する意図をあげ、大宝律令は珂瑠皇子、養老律令は首親王の立太子とともに編纂が始まったと推察している（吉川2011b）。
- 43 文武在位中に議論された遷都の具体的内容がいかなるもの

であったのかについては説が分かれ、イ遷都をすべきか否か、ロ遷都することは決まっていますが、どこに都をおくのか、ハ平城遷都がすでに組上にのぼっており、それに向けての具体化の議論、と言った可能性が考えられるという（寺崎2020）。景雲4年（707）2月19日の遷都の議が、慶雲3年（706）11月の文武の病気による譲位表明のすぐ後であることが関わっている。しかし、慶雲元年（704）に帰国した遣唐使がもたらした情報によって遷都の必要性が認識され検討され始めたのであるし、文武の発病以前の慶雲3年（706）2月に「百姓身役」という造営工事への労働力の徴発が制定されて、すでに新都計画が進められていたとすれば（鎌田2001）、慶雲4年の遷都の議の時点で、遷都そのものの是非が問題にされるのは不自然である。景雲3年9月の難波行幸が遷都に向けての視察を兼ねていたとする説があるが（鎌田1991）、すでにこの時点で平城の地が有力な遷都候補地になっていたとみられる（岸1988）。

また、遷都の議の後、6月の文武の死去と元明の即位、11月の文武の埋葬を経て、翌年の和銅元年（708）2月には平城に都邑を建設する詔が出されているから、この間までには平城が新都と決定されていたことになる。文武が、遷都先が平城の地と確定したのを知っていたかどうかは微妙だが、新益京を去らねばならぬことは認識していたはずである。

44 5世紀に大王墓が設けられた古市古墳群・百舌鳥古墳群を含む大阪平野南部地域が、大王家の本拠地であったのか（白石1999）、政治的本拠地は終始ヤマトで王墓の造営地が大阪平野であったのか（吉村2010）、説が分かれる。

45 『日本書紀』には安閑が春日山田皇女墓に合葬されたと記すが、合葬ではなく、安閑陵（高屋築山古墳）の隣の高屋八幡山古墳が春日山田皇女の墓とする説もある（高橋2012）。

46 河内大塚山古墳については、安閑未完成陵説（岸本2011）、欽明陵説（石部1989）、敏達陵説（森2011・水谷2011）、物部守屋墓説（小澤2023）などがあるが、ここでは深入りしない。安閑・宣化を支持する勢力と、後の欽明を支持する勢力の対立関係や王権の分立を史実と認めるか、安閑の即位を認めるか、によってどの古墳を誰の陵とするかが左右されるので、判断は容易ではない。

47 前棺を古く、奥棺を新しくみる説が多いが、白石太一郎は、両者が近い年代で置換えは無いと考えている（白石2008）。白石は五条野丸山古墳を欽明陵とするから、奥棺が欽明、前棺が堅塩媛の棺とみていることになるが、型式変遷観に無理があるように思える。

48 欽明はそもそも手白香王女に婿入りして即位した継体の後継者ではあったが、欽明を支持する勢力と、異母兄弟の勾大兄王子（安閑）・檜前高田王子（宣化）を支持する勢力との対立が続き、その収束のために、宣化の娘の石姫王女を妃とした。他方で、蘇我稲目が分裂していた王権の收拾にあたり、欽明王権を支持し、娘二人を欽明のキサキとした。その結果、欽明は蘇我氏出身のキサキと大王家出身のキサキの双方から後継者を儲け、蘇我系嫡流と非蘇我系嫡流を創出した（倉本2015）。ただし、欽明死後、石姫王女所生の敏達が即位したように、稲目が世中には蘇我氏所生の王子が大王家の嫡流になる状況ではなかった。欽明には安閑・宣化・大伴氏との対抗、

新興の氏族である蘇我氏と政治的な提携を必要とする事情があったが、蘇我氏・稲目側にも、欽明の後援で大臣に就任し婚姻関係を形成し、欽明－稲目の政治同盟を進展させることが、勢力の強大化には不可欠であった。

49 蘇我氏は稲目が大臣の時期に額田部王女が詔語田淳中倉太珠敷王子（後の敏達）のキサキとなっていたが、後に敏達の大后になった。敏達の死後、用明の即位によって蘇我氏は大王家の外戚の地位を手に入れた。崇峻の暗殺後、額田部王女が即位し（推古）、馬子が大臣の時期に蘇我系王統・非蘇我系王統の双方と姻戚関係を結んで後継者を設けた。大王家との強力なミウチ関係の構築に成功するとともに、畿内有力氏族から各一人の代表を出すマヘツキミ制の原則を破って、マヘツキミに大臣と大夫を出すようになり、マヘツキミ氏族の中で隔絶した勢力を有するようになった（倉本2015）。このような条件が未成立の稲目の時期の蘇我氏の権力を過大評価はできない。蘇我氏が同族氏族をマヘツキミ会議に参加させるようになり、推古の代以降に全体の3分の1（10人ほど）を占め、本宗家が大臣として会議を主導して権力集中を果たすが、稲目の代には2人でしかなく倭王権の制覇には程遠い。

50 これらは乙巳の変の正当化のためのという『日本書紀』編者の意図に基づき、反王権の立場が強調された面があり、必ずしも不敬・専横とは解せないものがある（倉本2015）。

51 これとは逆に、蘇我氏が巨大な大王墓を自らの本拠地に営んで権勢を示したとする説（白石2016）もある。白石は、5世紀末から6世紀代には、大王を支えた有力豪族がその本拠地に大王墓を営むようになるとし、顕宗陵（狐井城山古墳）は葛城氏の本拠地、継体陵（今城塚古墳）は摂津三島の勢力の本拠地、宣化陵（鳥屋ミサンザイ古墳）は大伴氏の本拠地、欽明陵（五条野丸山古墳）は蘇我氏の本拠地に営まれたとする。この場合でも、稲目の段階で、五条野丸山の地がすでに蘇我氏領になっていたかは即断すべきではないと思う。

52 稲目は「小墾田の家」「向原の家」「軽の曲殿」、馬子は「飛鳥川の傍」「石川の宅」「槻曲の家」、蝦夷は「甘檜丘」「畝傍山の東」と言うように、主要道路の交差点付近に拠点を設け、点から線へ、線から面へというように、領域を拡大していき、入鹿時点では軽・五条野丸山古墳・小山田遺跡・豊浦を結ぶ範囲を面的に領域とするに至ったようだ。しかし稲目時点ではそのような面的領域の形成には至っていなかったとみるべきであろう。

53 『日本書紀』によれば、欽明17年に大臣稲目を遣わして、韓人大身狭屯倉（からひとのおおむさのみやけ）・高麗人小身狭屯倉（こまびとのおむさのみやけ）を置き、韓人・高麗人を田部にして経営に当たさせた。身狭は見瀬にあたる。この屯倉の地と五条野丸山古墳との関係は問題であるが、屯倉は蘇我氏が経営に当たったとしても王権の支配地であり、蘇我氏の領域にはなっていなかったとみられる。

54 梅山古墳の被葬者については、欽明説の他、蘇我稲目説（白石2009・2016）、堅塩媛説（増田1991）などがある。「檜前陵」は『日本書紀』推古28年の記述から、葦石、域外の土山・大柱という要素を持つとともに、『延喜式諸陵寮式』では吉備姫の「檜前墓」（金塚古墳とする説が有力）が域内にあるとされ

ており、梅山古墳に当たることは間違いない。さらに、「檜前陵」の域内に、『延喜式諸陵寮式』の中で、北康宏が「中大兄の血統を正当化するという政治的意図を持った系譜的資料」と呼ぶ非蘇我系血脈を明示するリスト（北1996）に含まれる人物（吉備姫王）の墓が存在することから、蘇我稲目や堅塩媛の墓ではありえないとともに、蘇我稲目との結びつきが強い欽明の墓でもない、とする高橋照彦説が妥当と考える（高橋2012）。欽明のキサキの石姫王女がリストにあるのは、宣化の王女であり非蘇我系だからである。そもそも、梅山古墳が稲目の墓であれば「檜前陵」と呼ばれるのがおかしくなる。

- 55 石部正志は、太子西山古墳が葉室一須賀古墳群の盟主墳的位置を占めることから豪族墓である公算が高く、石姫・敏達の陵と断定はできないとする（石部1989）。他方、白石太一郎は磯長谷を、蘇我氏と関係を持たない石姫（宣化の皇女）の墓が営まれ、そこに蘇我氏と血縁関係を持たない敏達が合葬されたことから、「河内王家」の本拠地、磯長谷古墳群を「河内王家」の墓域とし、太子西山古墳を石姫墓（敏達陵）と認めている（白石2016）。

- 56 平石古墳群が蘇我倉氏の墓とする説があるが、族長墓たるシシヨツカ古墳・ツカマリ古墳・アカハゲ古墳の中で最古のシシヨツカ古墳は、6世紀末～7世紀初頭まで上り（安村2006、森本2012）、倉麻呂の活躍期より古くなりそうであるから、被葬者がどの氏族であるのか検討を要す。

- 57 敏達陵が建造途中で中断していたとすると、そこに敏達を葬らずに崇峻4年（591）に石姫の墓に追葬されるという形で磯長に葬られたのも、磯長の確保を狙う蘇我氏（馬子）の意向であったとみられる。

- 58 厩戸王子の墓は磯長谷であるが、弟・来目王子の墓は古市古墳群の中にある。蘇我系の王族でも磯長とは限らないから、非蘇我系の石姫は古市古墳群内でも良さそうであるが、そうなのではない。

- 59 石姫の没年は不明であるが、敏達元年（572）に、「皇太后」に立てられており、崇峻4年（591）年に石姫陵に敏達が追葬されているから、572～591年の間に没したことになる。

- 60 義江明子は敏達が石姫墓に追葬されたのは、自らの血統的位置を示そうとする敏達の意志と推定した（義江2024）。しかし、その追葬の実行者は蘇我氏であるから、単純に敏達の意志が実行されたのではあるまい。また義江は、石姫墓の造営について、敏達が将来の自分の追葬を想定して大王墓にふさわしい規模の大型前方後円墳を築いたとするが、場所が磯長であることからすれば、単純に敏達の意向ではなく、蘇我氏（馬子）の政略に基づくものと考えたい。

- 61 吉備姫王の「檜前墓」をカナヅカ古墳に当てる説が有力であるが、検討の余地がある。日本書紀では、吉備姫王は「檀弓岡」に葬られたとあり、吉備姫王の墓を檜前墓とも檀弓岡の墓とも称していたことになる。和田萃はこれについて、紀路（近鉄吉野線の飛鳥駅付近～壺阪山駅付近までの区間）を境に、その東側を檜前、西側に続く丘陵の北半を越智岡・越智野、南半を佐田の岡・真弓の岡と称していたと推定し、古代の檜前地域と、その西南の真弓地域の境（紀路が境界）に吉備姫王の檀弓岡墓（檜前墓）が営まれたからであるとした

（和田2005）。真弓岡と越智岡の境界をどこに推定するかが問題だが、牽牛子塚古墳の南側を通り、西方の越智の集落に至る谷筋を境界とすれば、岩屋山古墳がある越の集落は真弓岡の北端に位置することになる。そうすると、檜前と真弓の境界に近い場所にある7世紀の古墳は岩屋山古墳しかない。岩屋山古墳とカナヅカ古墳はともに岩屋山式の横穴式石室を持ちほぼ同時期であるので、岩屋山古墳が「檀弓岡」の吉備姫王墓である可能性が出てくるであろう。

ただしその場合、岩屋山古墳が檜前陵の域内と見なせるかどうかの問題となる。『延喜諸陵寮式』には「檜前陵」の兆域の記載は無いが、「檜前坂合陵」と同じ方4町とすると、岩屋山古墳は梅山古墳の中心から西南方向約435mにあり、兆域の西南角から160m外に出てしまう。ただし、兆域規模は不明であるから域外と即断もできない。岩屋山古墳の墳丘を、方形基壇を持った八角形とする復元もあり（白石1982）、斉明初葬陵説（白石2012）、舒明初葬陵説（岸本2013、小澤2023）もあるが、墳形については検討の余地が有り（岸本2019）、大王陵ではない可能性もあろう。

高橋は、吉備姫王の墓をカナヅカ古墳としたうえで、それが檜前墓とも檀弓岡の墓とも称された点について、檀弓（真弓）岡の範囲を、鬼の俎・雪隠古墳付近にも「真弓」の字名が残ることから、東明神古墳（草壁皇子の真弓丘陵か）から岩屋山古墳を経て野口王墓古墳（天武・持統陵古墳）あたりになで及ぶ弓状の広範囲とみることで説明している（高橋2012）。しかし、「真弓岡」の範囲を高取川の東まで拡張するのが疑問とする説もあり（白石2009）、「真弓岡」を高取川以西とする場合、「檀弓岡」の「檜前墓」＝吉備姫王墓を岩屋山古墳に当てる余地はあろう。ただしその場合、カナヅカ古墳の被葬者問題が新たに生じる。舒明初葬陵の可能性もあると思うが、可能性を示すにとどめておく。

いずれにせよ、岩屋山古墳・カナヅカ古墳ともに岩屋山式石室（白石1982）であり、その年代観が問題となる。岩屋山式を設定した白石太一郎は7世紀中頃から第三四半期まで下げており（白石1982・2011）、年代を上げる立場からの批判が出された（新納1994など）。岸本直文は、来目王子墓、厩戸王子墓、推古陵、吉備姫王墓の4例が岩屋山式であり7世紀前半とする（岸本2013・2019）。岩屋山式のような「切石技法」がいつ頃出現するかが問題であるが、河内・平石古墳群のシシヨツカ古墳で6世紀末頃の花崗岩切石技術による横口式石槨墳が発見され（安村2006）、従来7世紀後葉と考えられてきたツカマリ古墳・アカハゲ古墳も7世紀中葉までに収まる可能性が出てきていることからすれば、岩屋山式も7世紀前半に上げて問題なかろう。

- 62 大柱は、被葬者の霊、天皇霊を招き寄せるための依代という説がある（和田2005）。しかし、諸氏に何本も柱を立てさせたのであれば、柱は陵を荘厳する設えと見る方が良く、幡などを掲げる旗竿であろうか。

- 63 義江明子は推古の磯長への改葬は推古の思いを断ち切る行為であり、推古陵を大王陵最後の大規模方墳として磯長に遷したのは、大王陵の八角墳への転換を実行した皇極だったとみている（義江2024）。改葬の時期・実行者は不明であるが、

時期的には蘇我蝦夷の優勢期であり、舒明や皇極の意向と見るよりか、蘇我系大王陵を磯長に集中させる蘇我氏の構想の結果と見るべきであろう。

64 ここでも岩屋山式石室の年代観が問題となる。注61を参照されたい。

65 牽牛子塚古墳の刳抜式石槨には現状で数本の亀裂が入っており、亀裂を漆喰が覆っているようである。牽牛子塚古墳の石槨と同様の横口式石槨とされる益田岩船は、槨の刳り抜き工程で石材に亀裂が入って放棄されたと考えられる。牽牛子塚の石槨は完成して使用されたものの、ある時点で石材に亀裂が入って割れる危険性が生じたと考えれば、周囲に切り石擁壁を巡らせ漆喰で固めるという大袈裟・嚴重で特異な構造を採った理由が説明できる。

66 廣瀬説では組合式石槨の平野塚穴山古墳について、キトラ古墳・石のカラト古墳・高松塚（藤原京期及び以降）より「やや古い段階」としているの、7世紀末と見ているようである。そうすると、和田D系統（塚穴山形＋高松塚型）（和田1989）の全体の年代が、圧縮されすぎるように思う。平野塚穴山古墳の被葬者は、皇極・孝徳の父・茅渟王の片岡葦田墓（延喜諸陵寮式）とみる説が有力である。その場合、茅渟王の没年は不明だが、キサキである吉備姫王（643年没）、異母兄弟の舒明（641年没）の没年からすると、7世紀第2四半期くらいまで上る可能性があり、廣瀬説との差異が大きくなる。

67 梅山古墳を欽明陵と見なす説では、梅山古墳から吉備姫王墓（カナヅカ古墳）をへて天武持統陵へとつづく陵墓群を「天皇家の陵墓域」と捉え、蘇我氏の勢力基盤、奥津城の地と対峙するとみている（小澤2002）。この場合、欽明をその後の王統の始祖として位置づけることになる。たしかに敏達以降の大王・天皇は欽明の子孫ではあるが、蘇我氏との血縁関係を濃密に有する蘇我系王統と、蘇我氏との血縁関係をまったくもたない非蘇我系王統がともに欽明から発しており、後者にとって欽明は王統の始祖とはならないので、非蘇我系王統の陵墓域を形成する場合、始祖墓は欽明陵にはならない。

68 藤堂かほるは、天智陵が大極殿の北に設けられ、忌日が国忌に指定されたのは、律令国家の初代天皇として位置づけられたことを意味するとした。律令国家の新秩序形成とは、陵による天皇系譜の具現化によって、陵墓を律令国家のイデオロギー装置の一環とすることとされた。大極殿の北に造営されたという点を除けば、重要な指摘だろう。ただし、持統・文武が、天智に対して特に顕彰事業をおこなった事情には注意を要する（「2」参照）。

69 天武死去時点で新益京は未完成だが、造営は始まっており、中軸線の位置は決定されていたので、それを南に延長させることは可能である。

70 義江明子は、持統の天武陵への合葬は、君主として死後も天武と並ぶ存在であった存在であり続けることを選んだ持統の意志によるとした（義江2024）。しかし、合葬を実行したのは文武であり、文武の意図こそが重視されるべきである。

71 時期が下って天平神護元年に、称徳は紀伊への行幸の途上、草壁の檀山陵通過の際、騎馬の者を下馬させ儀仗兵に旗や幟を巻かせ敬意を表させた。称徳は、天武と持統の双方の血を

受け継いだ草壁の子孫こそが天皇家正統を受け継いだ者であるという認識（草壁（天武－持統）皇統を過剰に意識する）を強く有していた（倉本1998）。

72 高松塚は石上麻呂（717年没）説（白石2005、小澤2023）が有力だが、忍壁皇子（705年没）説（小笠原2019）もある。なお、キトラ古墳は阿部御主人（703年没）説（白石2005）が有力だが、弓削皇子（699年没）説（小笠原2019）もある。新益京南面の墓域にある高位被葬者墓の主は、天武の皇子が相応しいと考えられがちだが、即断はできない。草壁死後に天武皇子を差し置いて珂瑠王の即位を画策した持統、文武の死後に首皇子の即位を目指した勢力にとって、天武諸皇子はまずは警戒の対象であった。高市・忍壁・磯城は卑母の所生で即位対象から外れるが、天智皇女を母とする舎人・長・弓削、蘇我氏を母とする穂積、藤原氏を母とする新田部は即位の資格を有した（倉本2009）。弓削（699年没）・忍壁（705年没）はキトラの被葬者、長（715年没）・穂積（715年没）は高松塚の被葬者の候補にはなりえるだろう。しかし、弓削は持統10年頃の皇嗣決定会議で、珂瑠王を推挙した葛野王に対し意見を述べようとして葛野王から制止されており、その後宮廷でどのような扱いをされたのか問題となろう。マルコ山古墳の被葬者説が有力な川島皇子は、天智の皇子だが、大津皇子の謀反を密告し、草壁の天武後継者としての地位を確かにしたため持統から評価され、草壁墓の北方、真弓丘に葬られたとみる説がある（小笠原2019）。天武の皇子であれば等しく手厚い扱いを受けたとは言えないであろう。

73 岸本直文は、舒明の「滑谷岡」から押坂への改葬について、蘇我蝦夷が舒明初葬陵（岩屋山古墳）を超える墳丘規模の「大陵」を築いたことへの対抗措置とみている（岸本2019）。その場所が押坂であったことについては、皇極や中大兄の王統意識に基づくと考えるべきであろう。

74 義江明子は、中大兄による斉明の牽牛子塚への改葬は、斉明を継ぐ者としての自己の正統性を強く誇示し王統の正当化を図る意図によるとした（義江2024）。しかし、斉明が皇極時代に設けた吉備姫王墓・舒明初葬陵、斉明時代に設けた建王墓が纏まった領域にあり王統の連続性・正統性を示していたのであれば、斉明・間人合葬陵もそこに設ければよかったはずで、そう遠隔地ではないとはいえ、敢えて立地が異なる「越智」に移したのは別の要因を認めるべきであろう。

参考文献

- 網干善教1979「八角方墳とその意義」『橿原考古学研究所論集第五』
 石田茂輔2019「敏達天皇」『令和新修 歴代天皇・年号事典』吉川弘文館
 石部正志1989「推古と王陵の谷」『古代を考える 河内飛鳥』吉川弘文館
 猪熊兼勝1976「飛鳥時代墓室の系譜」『研究論集』Ⅲ奈良国立文化財研究所
 今尾文昭2005「八角墳の出現と展開」『古代を考える 終末期古

墳と古代国家』吉川弘文館
 岩永省三2006a「大嘗宮移動論——幻想の議政官合議制——」『九州大学総合研究博物館研究報告』4
 岩永省三2006b「大嘗宮の付属施設」『喜谷美宣先生古希記念論集』
 岩永省三2008「日本における都城制の受容と変容」『九州と東アジアの考古学——九州大学考古学研究室50周年記念論文集——』上巻
 岩永省三2009「老司式・鴻臚館式軒瓦出現の背景」『九州大学総合研究博物館研究報告』7
 岩永省三2010「大嘗宮移動論補説」『坪井清足先生卒寿記念論文集』下巻
 上原真人1986「仏教」『岩波講座日本考古学4 集落と祭祀』岩波書店
 大隅清陽2001「君臣秩序と儀礼」『日本の歴史第08巻 古代天皇制を考える』講談社
 大津 透1985「律令国家と畿内——古代国家の支配構造」『日本書紀研究』第十三冊，塙書房
 大津 透1986「万葉人の歴史空間」『国語と国文学』63-4
 大津 透1987「近江と古代国家——近江の開発をめぐる」『日本書紀研究』第15冊，塙書房
 大津 透1999『古代の天皇制』岩波書店
 大津 徹2010『天皇の歴史1 神話から歴史へ』講談社
 近江昌司1976「中尾山古墳管見」『史跡と美術』464号
 小笠原好彦2019『検証 奈良の古代遺跡 古墳・王宮の謎をさぐる』吉川弘文館
 岡田精司1970「大化前代の服属儀礼と新嘗——食国（ヲスクニ）の背景——」『古代王権の祭祀と神話』塙書房
 岡田精司1983「大王就任儀礼の原形とその展開」『日本史研究』245
 岡田精司1992a「大王就任儀礼の原形とその展開（補訂）」『古代祭祀の史的研究』塙書房
 岡田精司1992b「大王の夢と神牀」『古代祭祀の指摘』
 岡田莊司1990a「“真床覆衾”論と寢座の意味」『大嘗の祭り』学生社
 岡田莊司1990b「『内裏式』逸文「神今食」条について」『大嘗の祭り』学生社
 小倉滋司2011「「敬神」と「信心」と——古代～近世」『天皇の歴史9 天皇と宗教』講談社
 小澤 毅2002「三道の設定と五条野丸山古墳」『文化財論叢Ⅲ——奈良文化財研究所創立五〇周年記念論文集——』奈良文化財研究所
 小澤 毅2003「寺名比定とその沿革」『吉備池廃寺発掘調査報告——百済大寺の調査——』奈良文化財研究所
 小澤 毅2009「藤原京中軸線と古墳の占地」『季刊明日香風』第111号
 小澤 毅2014「飛鳥の都と古墳の終末」『岩波講座日本歴史 第二巻 古代2』岩波書店
 小澤 毅2016「日本古代の測量技術をめぐって」『ふびと』第67号
 小澤 毅2017「小山田古墳の被葬者をめぐって」『三重大史学』

第17号
 小澤 毅2023『古代大和の王宮と都城』同成社
 折口信夫1930「大嘗祭の本義」『古代研究・民族学篇二』（『折口信夫全集』3，中央公論社，1966に再録）
 川上順子1973「豊玉毘売神話の一考察」『日本文学』22-8
 鎌田元一1991「郷里制の施行と霊亀元年式」『古代の日本と東アジア』小学館
 鎌田元一2001「平城遷都と慶雲三年格」『律令公民制の研究』塙書房
 岸 俊男1969「京城の想定と藤原京条坊制」『藤原宮——国道一六五号線バイパスに伴う宮域調査——』奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第二五冊，奈良県教育委員会
 岸 俊男1988「平城京へ・平城京から」『日本古代宮都の研究』岩波書店
 岸本直文2011「河内大塚山古墳の基礎的検討」『ヒストリア』第228号，2-26
 岸本直文2013「後・終末期古墳の『治定』問題」『季刊考古学』124号，雄山閣
 岸本直文2019「岩屋山古墳の墳丘と石室」『古墳と国家形成期の諸問題』山川出版社
 北 康宏1996「律令国家陵墓制度の基礎的研究——『延喜諸陵寮式』の分析からみた——」『史林』第79巻第4号
 北山茂夫1969『女帝と道鏡』中央公論社
 熊谷公男2001『日本の歴史第03巻 大王から天皇へ』講談社
 倉林正次1971「大嘗祭の成立」『古代の日本』2 角川書店
 倉本一宏1998『奈良朝の政変劇 皇親たちの悲劇』吉川弘文館
 倉本一宏2009『持統女帝と皇位継承』吉川弘文館
 倉本一宏2015『蘇我氏——古代豪族の興亡』中央公論新社
 西光慎治2000「飛鳥地域の地域史研究（1）欽明天皇檜前坂合陵・陪塚 カナヅカ古墳の覚書」『明日香村文化財調査研究紀要』創刊号
 西光慎治2002「飛鳥地域の地域史研究（3）今城谷の合葬墓」『明日香村文化財調査研究紀要』2
 齋藤 忠1966『古墳文化と古代国家』至文堂
 坂上康俊2001『日本の歴史第05巻 律令国家の転換と「日本」』講談社
 坂上康俊2011『シリーズ日本古代史④ 平城京の時代』岩波書店
 櫻井信也1996「志賀山寺の「官寺」化と仏寺法会」『日本書紀研究』第二十冊，塙書房
 澤村 仁1979「白鳳・天平の寺院建立」『日本古寺美術全集3 薬師寺と唐招提寺』集英社
 重見 泰2019「滑谷岡と舒明陵」『古墳と国家形成期の諸問題』山川出版社
 重見 泰2020『日本古代都城の形成と王権』吉川弘文館
 白石太一郎1982「畿内における古墳の終末」『国立歴史民俗博物館研究報告』一
 白石太一郎1999『古墳とヤマト政権』文春新書
 白石太一郎2005a「磯長谷古墳群の提起する問題——敏達・石姫合葬墓を中心に——」『大阪府立近つ飛鳥博物館館報9』
 白石太一郎2005b「古墳の終末と古代国家」『古代を考える 終末期古墳と古代国家』吉川弘文館

- 白石太一郎2009「五条野丸山古墳の被葬者をめぐって」『大阪府立近つ飛鳥博物館館報12』
- 白石太一郎2011「牽牛子塚古墳と岩屋山古墳——考古学から見た斉明陵——」『大阪府立近つ飛鳥博物館館報15』
- 白石太一郎2016「古墳から見た物部氏」『大阪府立近つ飛鳥博物館館報20』
- 菅谷文則1973「八角堂の建立を通じてみた古墳終末期の一樣相」『論集終末期古墳』塙書房
- 藺田香融1981「皇祖大兄御名入部について——大化前代における皇室私有民の存在形態——」『日本古代財政史の研究』塙書房
- 高倉洋彰1983「筑紫観世音寺史考」『大宰府古文化論叢』下,九州歴史資料館
- 高橋照彦2005「欽明陵と檜前陵——大王陵最後の前方後円墳——」『待兼山考古学論集——都出比呂志先生退任記念——』大阪大学考古学友の会
- 高橋照彦2007「六・七世紀の大王陵における合奏について——摂津・勝福寺古墳の位置付けをめぐって——」『考古学論究——小笠原好彦先生退任記念論集——』真陽社
- 高橋照彦2012「欽明陵と敏達陵を考える」『天皇陵古墳を考える』学生社
- 高橋照彦2024「前方後円墳から方墳へ」『日本考古学の論点 上』雄山閣
- 辰巳俊輔2016「飛鳥の始祖王陵——梅山古墳の歴史的意義——」『明日香村文化財調査研究紀要』第15号
- 田村圓澄1981「八角墳と舒明天皇一家の仏教信仰」『仏教史学研究』23巻1号
- 塚口義信1990「茅渟王伝考」『堺女子短期大学紀要』25号
- 次田真幸1985「海幸山幸神話の形成と安曇連」『日本神話の形成と成立』明治書院
- 寺崎保広2020「元明天皇即位に関する覚書」『奈良史学』第37号
- 藤堂かほる1998「天智陵の造営と律令国家の先帝意識」『日本歴史』第602号, 吉川弘文館
- 奈文研1993「式部省東官衛の調査 第236次」『1992年度 平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈文研1997「式部省東方官衛の調査——第273次」『奈良国立文化財研究所年報 1997-Ⅲ』
- 新納 泉1994「巨石墳と終末型古墳の編年」『展望考古学』考古学研究会
- 新納 泉2009「前方後円墳廃絶期の暦年代」『考古学研究』第56巻第3号
- 西本昌弘2009「九条家本『神今食次第』所引の「内裏式」逸文について——神今食祭の意義と皇后助祭の内実——」『史学雑誌』118-11
- 西本昌弘2014「齐明天皇陵の造営・修造と牽牛子塚古墳——建王・間人皇女・大田皇女の合葬墓域として——」『飛鳥・藤原と古代王権』同成社
- 仁藤智子2020「元正天皇行幸論——東国行幸と養老改元の史的意義——」『難波宮と古代都城』同成社
- 箱崎和久2003「伽藍配置の復元」『吉備池廃寺発掘調査報告——百済大寺の調査——』奈良文化財研究所
- 林 正憲2007「若草伽藍から西院伽藍へ——年代論の再整理」『法隆寺若草伽藍発掘調査報告書』奈良文化財研究所
- 広瀬和雄1995「横口式石槨の編年と系譜」『考古学雑誌』第80巻4号
- 廣瀬 覚2015『三次元計測による飛鳥時代の石工技術の復元的研究』（平成23～26年度科学研究費（学術研究助成金（若手研究B））研究成果報告書）
- 増田一裕1991「見瀬丸山古墳の被葬者——檜前・身狭地域所在の大王墓級古墳を中心として——（上）・（下）」『古代学研究』124・125
- 増田一裕2005「最後の前方後円墳——時代区分の中の橿原市丸山古墳——」『土曜考古』第29号
- 松前 健1970「大嘗祭と南九州の要素」『日本神話の形成』塙書房
- 松村恵司1999「富本銭」『奈良国立文化財研究所年報1999-II』
- 丸山裕美子2001「天皇祭祀の変容」『日本の歴史第08巻 古代天皇制を考える』講談社
- 水谷千秋2011「『記・紀』からみた大王陵とその改葬——河内大塚山古墳と安閑天皇をめぐって——」『ヒストリア』第228号
- 森 郁夫1983『瓦と古代寺院』六興出版
- 森 浩一1965『古墳の発掘』中公新書
- 森 浩一2011『天皇陵古墳への招待』筑摩書房
- 森田 悌1991「大嘗祭・神今食の本義」『論争 日本古代史』河出書房新社
- 森本 徹2012「シシヨツカ古墳の喪葬儀礼」『大阪府立近つ飛鳥博物館館報』16
- 安村俊史2006「河内の終末期古墳再検討——シシヨツカ古墳を中心として——」『喜谷美宣先生古希記念論文集』
- 山中敏人1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 山本 崇2024「大嘗祭木簡の語ること」『奈良文化財研究所第131回公開講演会「奈良時代の大嘗祭——聖武天皇即位1300年を記念して」』奈良文化財研究所
- 義江明子2024「天皇陵における“夫婦同葬”をめぐって」『日本考古学の論点 下』雄山閣
- 吉川真司2011a「天皇の歴史02巻 聖武天皇と仏都平城京」講談社
- 吉川真司2011b『シリーズ日本古代史③ 飛鳥の都』岩波書店
- 吉村武彦2010『日本古代史②ヤマト王権』岩波書店
- 和田 萃2005「飛鳥の陵墓——檜前坂合陵の再検討——」『古代を考える 終末期古墳と古代国家』吉川弘文館
- 和田晴吾1989「畿内横口式石槨の諸類型」『立命館史学』10号
- 渡辺晃宏2001『日本の歴史第04巻 平城京と木簡の世紀』講談社

Received Dec. 14, 2024; accepted Jan. 20, 2025

Preparatory study on Emperor Monmu's Daijo-kyu

Shozo IWANAGA

The Kyushu University Museum
Hakozaki 6-10-1, Higashi-ku, Fukuoka, 812-8581, Japan

This article is a preparatory study to develop a theory on the location of Emperor Monmu's Daijo-kyu at the State Halls Compound of the Fujiwara Palace. In the first part, the author reviews the functions of the Daijo-sai festivals and examines the basic issues, such as when and how they were established. In the next part, the author traces the formation process of the royal lineage of the Great Kings in the 7th century prior to the enthronement of Emperor Monmu, and examines the historical evaluations of Emperor Monmu's accession to the throne. In the last part, the author sorts the basic information such as the location of tumuli of the Great Kings from Ankan to Monmu, and whether those tumuli underwent reburials or additional funerals or not.

Key words: Daijo-sai festivals, Daijo-kyu, Empress Jito, Emperor Monmu, Tumuli of Kings